

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年1月22日
【発行者名】	中銀アセットマネジメント株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 中西 啓介
【本店の所在の場所】	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号
【事務連絡者氏名】	堀 哲郎
【電話番号】	連絡場所 岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号 086-224-5310
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定） 先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長）
【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】	継続申込期間（2021年1月23日から2021年7月21日まで） 先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定） 先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長） 各ファンドにつき、1,000億円を上限とします。 ＊なお、継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定）

先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長）

以上を総称して「ファンド」といい、各々を「各ファンド」ということがあります。

また、各ファンドに共通の内容はまとめて記載します。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権です。（当初元本は１口当たり１円です。）

委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社である中銀アセットマネジメント株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

各ファンド

１,０００億円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

１口当たりの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合には、決算日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの計算日の純資産総額を計算日の受益権総口数で除した１口当たりの純資産価額をいいます。基準価額は、組入有価証券等の値動き等により日々変動します。なお、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（５）【申込手数料】

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合も、申込手数料はかかりません。詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※なお、販売会社につきましては、後記（８）「申込取扱場所」に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（６）【申込単位】

販売会社が定める単位とします。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※なお、販売会社につきましては、後記（８）「申込取扱場所」に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（７）【申込期間】

2021年１月23日から2021年７月21日まで

取得申込みの受付は、日本における販売会社の営業日に限り行われます。ただし、次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）

- ・ニューヨーク証券取引所の休業日
- ・ニューヨークの銀行の休業日
- ・ロンドン証券取引所の休業日
- ・ロンドンの銀行の休業日
- ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日

※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。

（８）【申込取扱場所】

当ファンドのお申込みにかかる取扱い等は販売会社が行っております。

販売会社につきましては、委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（９）【払込期日】

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに、買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（１０）【払込取扱場所】

取得申込みを行った販売会社で払込みの取扱いを行います。

詳細につきましては、販売会社にお問い合わせください。

※なお、販売会社につきましては、前記（８）【申込取扱場所】に記載されているお問い合わせ先をご覧ください。

（１１）【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権に係る振替機関は、株式会社 証券保管振替機構です。

（１２）【その他】

お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。

当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。

当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後３時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

振替受益権について

ファンドの受益権は、投資信託振替制度（以下「振替制度」と称する場合があります。）における振替受益権です。

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記（１１）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記（１１）「振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程、その他の規則にしたがって支払われます。

ファンドの受益権の発生、消滅、移転を、コンピュータシステムにて管理します。

ファンドの設定、解約、償還等が、コンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われますので、受益証券は発行されません。

申込証拠金はありません。

日本以外の地域における発行はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

① ファンドの目的

ファンド・オブ・ファンズ方式[※]により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

※ファンド・オブ・ファンズ方式とは、株式や債券などに直接投資するのではなく、複数の他の投資信託証券に投資する仕組みです。ファンド・オブ・ファンズとは、一般社団法人投資信託協会が定める規則（「投資信託等の運用に関する規則」第2条）に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

② 信託金の限度額

委託会社は、各ファンド金1,000億円を限度として信託金を追加することができます。委託会社は、受託会社と合意のうえ、この限度額を変更することができます。

③ ファンドの商品分類

ファンドは、一般社団法人投資信託協会が定める商品分類において、「追加型投信／内外／資産複合」に分類されます。

ファンドの商品分類は、以下のとおりです。

商品分類表（ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。）

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
		債 券
	海 外	不動産投信
追加型投信	内 外	その他資産 ()
		資産複合

属性区分表（ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。）

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (日本を含む)		
	年2回	日本		
	年4回	北米	ファミリーファ ンド	あり (部分ヘッジ)
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年6回 (隔月)	欧州		
	年12回 (毎月)	アジア		
	日々	オセアニア		
不動産投信	その他 ()	中南米	ファンド・オブ・ファンズ	なし
その他資産 (投資信託証券(資産複合(株式・債券)))		アフリカ		
		中近東 (中東)		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング		

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行うため、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、属性区分におけるファンドの投資対象資産は、「その他資産（投資信託証券）」となり、商品分類における投資対象資産（収益の源泉）である「資産複合」とは分類・区分が異なります。

商品分類および属性区分の定義につきましては、下記をご覧ください。なお、一般社団法人投資信託協会のインターネットホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類および属性区分は以下のとおりです。

〔商品分類表の定義〕

《単位型投信・追加型投信の区分》

- （１）単位型投信・・・当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- （２）追加型投信・・・一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ、従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいう。

《投資対象地域による区分》

- （１）国内・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）海外・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）内外・・・目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資対象資産による区分》

- （１）株式・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （２）債券・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （３）不動産投信（リート）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （４）その他資産・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記（１）から（３）に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な組入資産そのものの名称記載も可とする。
- （５）資産複合・・・目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（４）に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

《独立した区分》

- （１）MMF（マネー・マネージメント・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。
- （２）MRF（マネー・リザーブ・ファンド）・・・「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。
- （３）ETF・・・投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

《補足分類》

- （１）インデックス型・・・目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）特殊型・・・目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、〔属性区分表の定義〕で《特殊型》の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外的小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

〔属性区分表の定義〕

《投資対象資産による属性区分》

- （１）株式
 - ① 一般・・・次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 大型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。
 - ③ 中小型株・・・目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。
- （２）債券
 - ① 一般・・・次の国債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。
 - ② 公債・・・目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債（地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。）に主として投資する旨の記載があるものをいう。

- ③ 社債・・・目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ④ その他債券・・・目論見書又は投資信託約款において、国債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。
- ⑤ 格付等クレジットによる属性・・・目論見書又は投資信託約款において、上記①から④の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記①から④に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。
- (3) 不動産投信・・・これ以上の詳細な分類は行わないものとする。
- (4) その他資産・・・組入れている資産を記載するものとする。
- (5) 資産複合・・・以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。
- ① 資産配分固定型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。
- ② 資産配分変更型・・・目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

《決算頻度による属性区分》

- (1) 年1回・・・目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
- (2) 年2回・・・目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。
- (3) 年4回・・・目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。
- (4) 年6回（隔月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。
- (5) 年12回（毎月）・・・目論見書又は投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいう。
- (6) 日々・・・目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。
- (7) その他・・・上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

《投資対象地域による属性区分（重複使用可能）》

- (1) グローバル・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。
- (2) 日本・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 北米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (4) 欧州・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (5) アジア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (6) オセアニア・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

- （７）中南米・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （８）アフリカ・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （９）中近東（中東）・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- （10）エマージング・・・目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

《投資形態による属性区分》

- （１）ファミリーファンド・・・目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
- （２）ファンド・オブ・ファンズ・・・「投資信託等の運用に関する規則」第２条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

《為替ヘッジによる属性区分》

- （１）為替ヘッジあり・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。
- （２）為替ヘッジなし・・・目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

《インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分》

- （１）日経225
- （２）TOPIX
- （３）その他の指数・・・上記指数にあてはまらない全てのものをいう。

《特殊型》

- （１）ブル・ベア型・・・目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動（一定倍の連動若しくは逆連動を含む。）を目指す旨の記載があるものをいう。
- （２）条件付運用型・・・目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。
- （３）ロング・ショート型／絶対収益追求型・・・目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。
- （４）その他型・・・目論見書又は投資信託約款において、上記（１）から（３）に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

④ ファンドの特色

各ファンドは、世界の株式や債券を主な投資対象とし、投資環境の変化に合わせて組入比率を変更する投資信託です。

ファンドの目的

日本を含む世界各国の株式、債券および短期金融資産を実質的な主要投資対象とし、値上がり益の獲得および利子・配当等収益の確保をめざします。

ファンドの特色

◆ 投資対象

各ファンドは、指定投資信託証券への投資を通じて、国内および先進国の株式、債券および短期金融資産に実質的な投資を行います。

<各ファンドの特徴>

各ファンド	特 徴
<安定型>	- 国内、先進国の株式・債券および短期公社債等に投資するファンドです。 - 国内株式、先進国株式の組入比率を抑えて、安定的な基準価額の上昇をめざすファンドです。
<成長型>	- 国内、先進国の株式・債券および短期公社債等に投資するファンドで、<安定型>と比較して国内株式、先進国株式の組入比率を高めることが可能です。 <安定型>と比較して、株式相場上昇局面における株式の値上がり益の獲得をめざすファンドで、値動きはより大きくなる傾向があります。

※運用期間、市況動向によっては、上記の傾向とならない場合があります。

<指定投資信託証券>

投資信託証券名	主要投資対象	運用目標
MUAMインデックスファンドTOPIXi (適格機関投資家限定)	国内株式	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUAM外国株式インデックスファンド (適格機関投資家限定) ※	先進国株式 (国内株式を除く)	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUKAM外国株式インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)		
MUAM日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定) ※	国内債券	NOMURA-BPI総合インデックスと連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUKAM日本債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)		
国内物価連動国債インデックスファンド (適格機関投資家限定)	国内債券 (物価連動国債)	NOMURA物価連動国債インデックス(フロアあり)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUAM外国債券インデックスファンド (適格機関投資家限定) ※	先進国債券 (国内債券を除く)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円換算ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUKAM外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)		
MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド (適格機関投資家転売制限付) ※	先進国債券 (国内債券を除く)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ヘッジ・円ベース)と連動する投資成果をめざして運用を行います。
MUKAMヘッジ付外国債券インデックスファンド2 (適格機関投資家限定)		
マネーボールファンド(FOFs用) (適格機関投資家限定)	国内の短期公社債等	安定した収益の確保をめざして安定運用を行います。

※組入投資信託証券の見直しに伴い、「MUAM外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAM日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAM外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド(適格機関投資家転売制限付)」は、2021年7月22日に投資対象から除外する予定です。

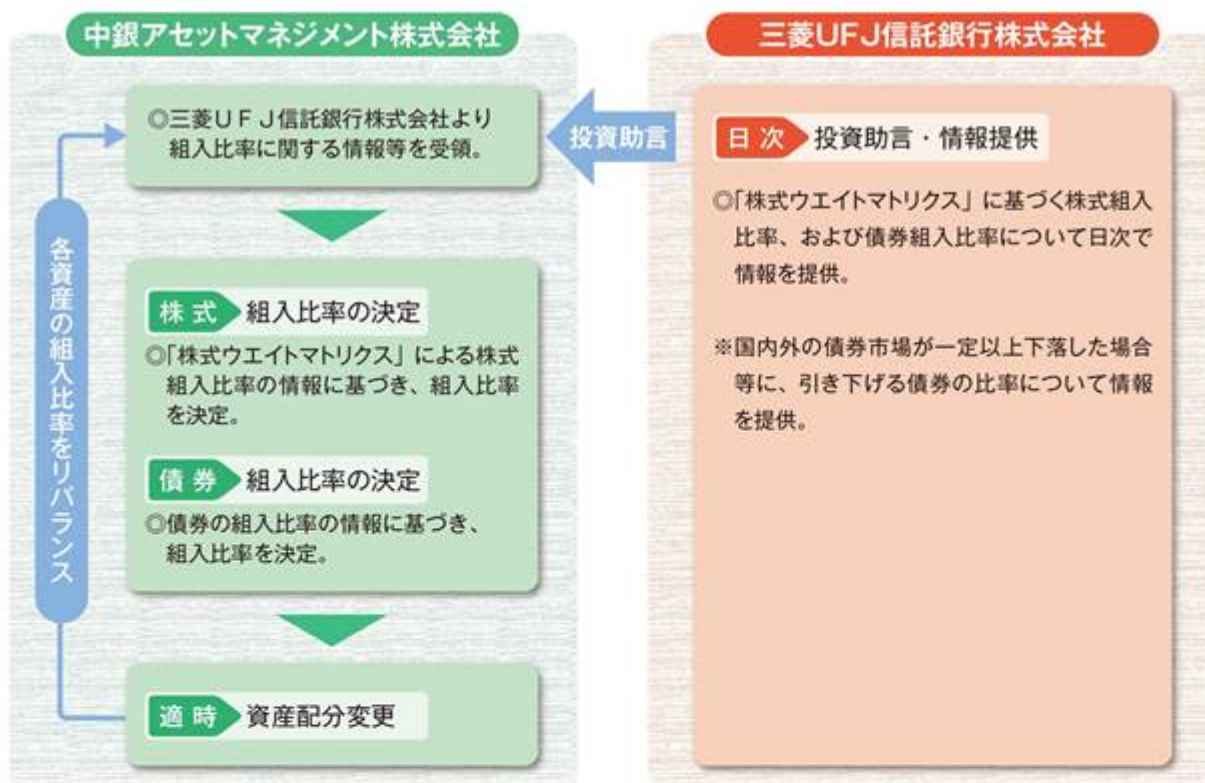
(注) 指定投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券(ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。)を指定投資信託証券として指定する場合があります。

資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

◆ 運用方法／プロセス

- ファンドの運用プロセスは以下の通りです。

<ファンドの運用プロセス>



※上記の運用プロセスは変更される場合があります。

- 三菱UFJ信託銀行株式会社の投資助言・情報提供に基づき、中銀アセットマネジメント株式会社が運用を行います。
- 各資産の組入比率は以下の範囲で変動します。

<各資産の組入比率>

	<安定型>	<成長型>
国内株式	0.0%~12.0%	0.0%~42.5%
先進国株式	0.0%~12.0%	0.0%~42.5%
国内債券	0.0%~51.0%	0.0%~51.0%
先進国債券	0.0% ~ 25.0% (原則25.0%固定とします)	0.0% ~ 25.0% (原則13.0%~25.0%とします)

※上記以外に短期金融資産を組入れる場合があります。

※上記組入比率は、今後、変更となる場合があります。

- 株式の組入比率については、投資環境や株式部分の収益寄与に基づいて決定する「株式ウェイトマトリクス」を活用します。
- 「投資環境」は、株式市場や景気の方角性、信用リスクに対する市場の反応の大きさ、株式市場の値動きの大きさ等を測る複数の指標を用いて計算される相場局面判断インデックスをもとに判断します。
- 「株式部分の収益寄与」は、過去の株式の収益率に組入比率を勘案して算出します。

※「株式ウェイトマトリクス」は、各ファンドごとおよび各資産（国内株式、先進国株式）ごとに異なります。また、「投資環境」を判断する各指標については、今後変更になる場合があります。

<株式ウェイトマトリクスのイメージ>



※上記株式ウェイトマトリクスはイメージであり、実際の運用に用いるものとは異なる場合があります。

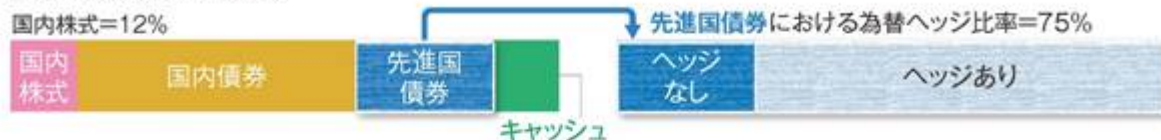
- <安定型>は、株式部分以外への投資については、先進国債券に一定の比率で投資を行い、残りは国内債券等に投資します。
- <成長型>は、株式の組入比率を決定したのち先進国債券の組入比率を決定し、残りは国内債券等に投資します。
- 国内債券における物価連動国債の比率および先進国債券における為替ヘッジの比率は、国内株式の組入比率に連動して変更します。
- 国内外の債券市場が下落した場合等に債券の組入比率を引き下げ、マネーボールファンド等への投資を行う場合があります。

◆ 為替対応方針

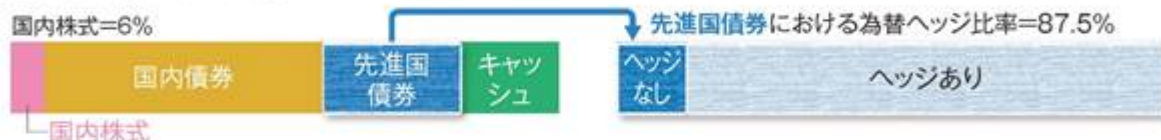
- 実質組入外貨資産のうち株式部分については、原則として為替ヘッジを行いません。
- 実質組入外貨資産のうち債券部分については、株式ウエイトマトリクスに基づく、国内株式組入比率に連動して、ヘッジを行う部分のウエイトを75%～100%の範囲で変更します。

<（ご参考）安定型>の先進国債券における為替ヘッジ比率変更のイメージ>

◆ 国内株式組入比率が最高時



◆ 国内株式組入比率が中間時



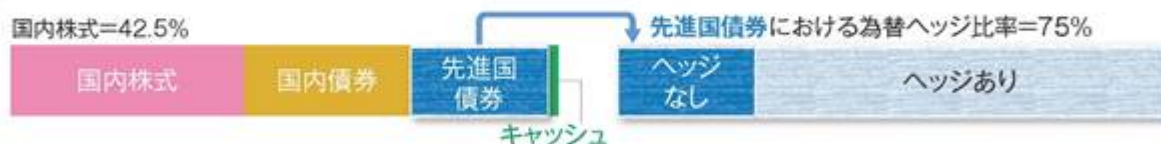
◆ 国内株式組入比率が最低時



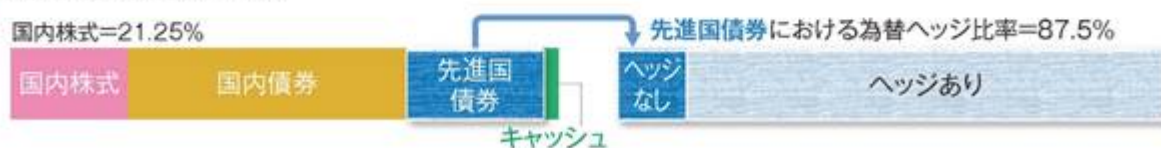
※上図はファンドの組入比率および為替ヘッジ比率の変更をご理解いただくために、＜安定型＞における各比率の変更をイメージとして示したものであり、上記と同じ条件での＜成長型＞の組入比率とは異なります。なお、先進国株式の組入比率は0%と仮定しております。

<（ご参考）成長型>の先進国債券における為替ヘッジ比率変更のイメージ>

◆ 国内株式組入比率が最高時



◆ 国内株式組入比率が中間時



◆ 国内株式組入比率が最低時



※上図はファンドの組入比率および為替ヘッジ比率の変更をご理解いただくために、＜成長型＞における各比率の変更をイメージとして示したものであり、上記と同じ条件での＜安定型＞の組入比率とは異なります。なお、先進国株式の組入比率は0%と仮定しております。

◆ 物価連動国債対応方針

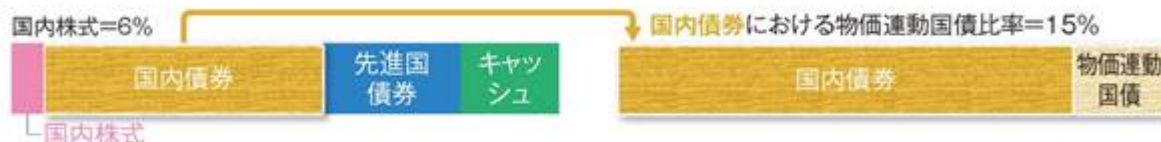
- 国内債券部分について、インフレ局面に対応すべく、一部物価連動国債への投資を行います。
- 国内債券部分のうち物価連動国債については、株式ウエイトマトリクスに基づく、国内株式組入比率に連動して、物価連動国債部分のウエイトを0%～30%の範囲で変更します。

<(ご参考)<安定型>の国内債券における物価連動国債比率変更のイメージ>

◆ 国内株式組入比率が最高時



◆ 国内株式組入比率が中間時



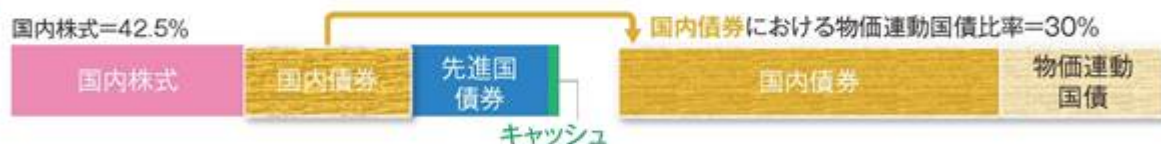
◆ 国内株式組入比率が最低時



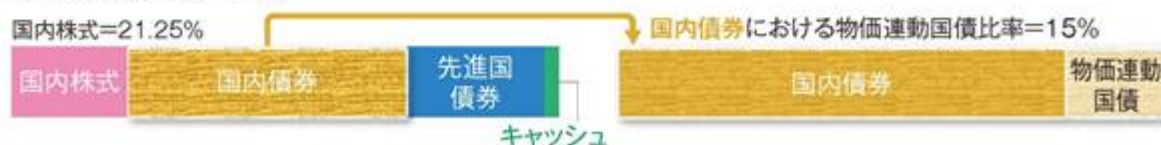
※上図はファンドの組入比率および物価連動国債の比率の変更をご理解いただくために、＜安定型＞における各比率の変更をイメージとして示したものであり、上記と同じ条件での＜成長型＞の組入比率とは異なります。なお、先進国株式の組入比率は0%と仮定しております。

<(ご参考)<成長型>の国内債券における物価連動国債比率変更のイメージ>

◆ 国内株式組入比率が最高時



◆ 国内株式組入比率が中間時



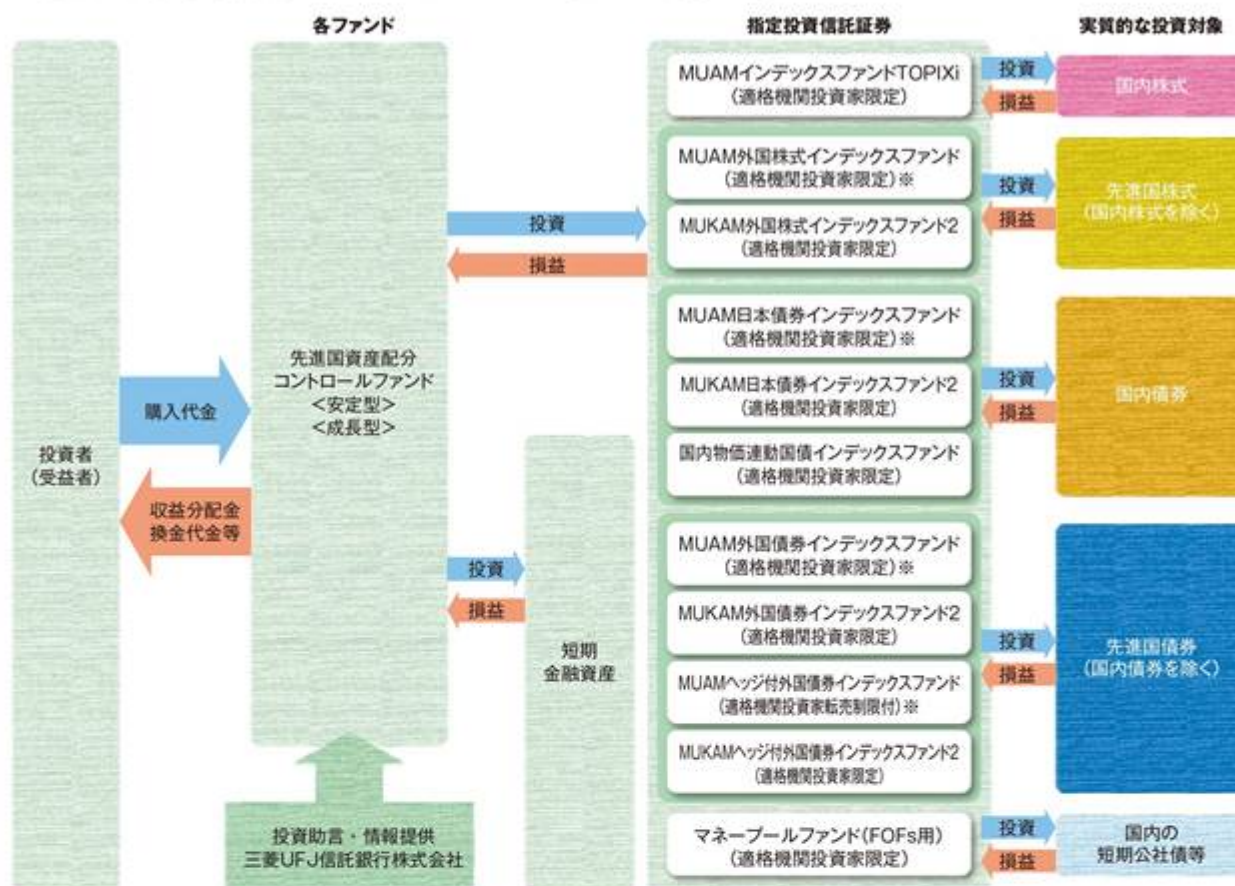
◆ 国内株式組入比率が最低時



※上図はファンドの組入比率および物価連動国債の比率の変更をご理解いただくために、＜成長型＞における各比率の変更をイメージとして示したものであり、上記と同じ条件での＜安定型＞の組入比率とは異なります。なお、先進国株式の組入比率は0%と仮定しております。

◆ ファンドの仕組み

●運用は主に指定投資信託証券への投資を通じて、日本を含む世界各国の株式、公社債および国内の短期金融資産へ実質的に投資するファンド・オブ・ファンズ方式により行います。



※組入投資信託証券の見直しに伴い、「MUAM外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAM日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAM外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)」、「MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド(適格機関投資家転売制限付)」は、2021年7月22日に投資対象から除外する予定です。

(注) 指定投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券(ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。)を指定投資信託証券として指定する場合があります。

◆ 主な投資制限

●当ファンドの主な投資制限は以下の通りです。

- 株式への直接投資は行いません。
- 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- 外貨建資産への直接投資は行いません。
- 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。

◆ 収益分配方針

●毎年4月23日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、委託者が分配可能額、基準価額水準、市況動向等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
- 収益の分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

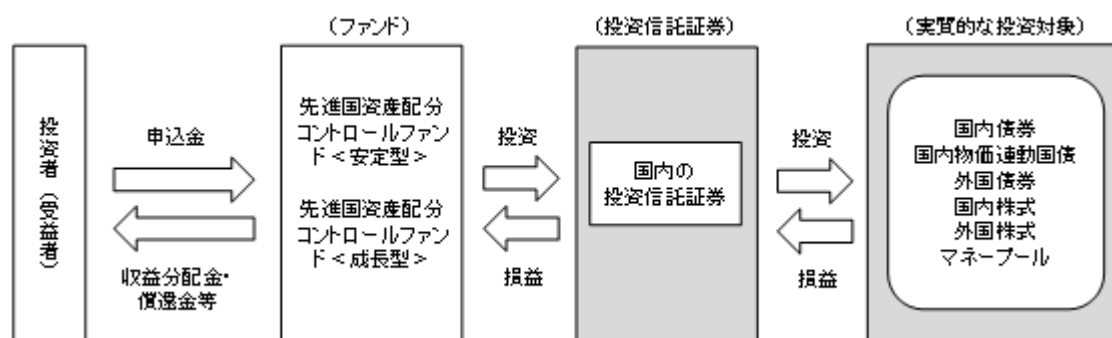
資金動向、市況動向等によっては、上記の運用ができない場合があります。

(2) 【ファンドの沿革】

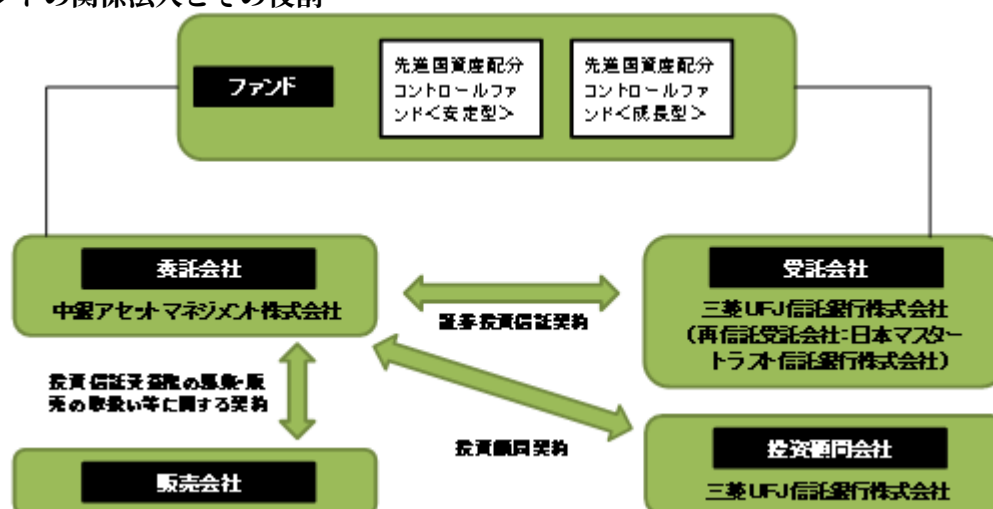
2016年4月28日 投資信託契約締結、設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

① ファンド・オブ・ファンズ方式



② ファンドの関係法人とその役割



関係法人	役割
委託会社	中銀アセットマネジメント株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の運用指図、投資信託財産の計算（基準価額の計算）、収益分配金、償還金および解約金の支払い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の作成・交付等を行います。
受託会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 投資信託契約に基づき、投資信託財産の保管・管理・計算、委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分等を行います。
再信託受託会社	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 受託会社との再信託契約に基づき、所定の事務を行います。
投資顧問会社	三菱UFJ信託銀行株式会社 運用に係る助言および情報提供を行います。
販売会社	委託会社との間に締結した「投資信託受益権の取扱に関する契約」に基づき、受益権の募集の取扱い、投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い、解約請求の受付、買取請求の受付・実行、収益分配金、償還金および解約金の支払事務等を行います。

③ 委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

イ. 受託会社との投資信託契約

受託会社とは、受益者の利殖に資する目的で、投資信託約款の通り投資信託契約を締結しております。

ロ. 投資顧問会社との投資顧問契約

ファンドの運用のための情報および助言等の提供についての方法ならびに投資顧問会社が受ける投資顧問報酬等を定めた投資顧問契約を締結しております。

ハ. 販売会社との投資信託受益権の取扱いに関する契約

委託会社は、販売会社に対し、次の業務を委託し、販売会社はこれを引き受けます。

- a. 受益権の募集・販売の取扱い
- b. 追加設定の申込受付事務
- c. 受益者に対する収益分配金の再投資事務
- d. 受益者に対する一部解約等の事務
- e. 受益者に対する受益権の買取
- f. 受益者に対する一部解約金および償還金・収益分配金の支払事務
- g. 受益者に対する運用報告書の交付
- h. その他前記の業務に付随する業務

販売会社によって引き受ける業務が異なる場合があります。

④ 委託会社の概況（2020年11月末現在）

イ. 名称

中銀アセットマネジメント株式会社

ロ. 本店の所在の場所

岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号

ハ. 資本金

1億2,000万円

ニ. 委託会社の沿革

1987年11月9日	「中銀投資顧問株式会社」設立(資本金5,000万円)
1988年2月12日	投資顧問業者登録（中国財務局長第7号）
1988年10月1日	増資の実施（新資本金1億2,000万円）
1989年12月18日	投資一任契約に係る業務の認可（大蔵大臣第142号）
2002年6月28日	商号を「中銀アセットマネジメント株式会社」に変更
2002年9月9日	運用コンサルタント業務・投資信託の評価情報提供業務の 兼業承認（中国財務局長第310号）
2005年8月29日	外国為替運用業務兼業承認（中国財務局長第311号）
2007年9月30日	金融商品取引業者登録（中国財務局長第10号）
2011年12月21日	投資信託委託業務届出
2017年8月7日	第二種金融商品取引業者登録

ホ. 大株主の状況

名 称	住 所	持株数	持株比率
株式会社中国銀行	岡山県岡山市北区丸の内1丁目15番20号	1,200株	50.00%
中銀保証株式会社	岡山県岡山市北区丸の内2丁目10番17号	580株	24.16%
中銀リース株式会社	岡山県岡山市北区丸の内1丁目14番17号	500株	20.83%
中銀カード株式会社	岡山県岡山市北区柳町2丁目11番23号	120株	5.00%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の成長を目指して運用を行います。

② 運用方法

イ. 投資対象

投資信託証券を主要投資対象とします。

ロ. 投資態度

- a. 投資信託証券への投資を通じて、主として日本を含む世界各国の株式、債券に実質的な投資を行います。
- b. 先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定）
運用につきましては、安定性を重視します。
先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長）
運用につきましては、安定性と収益性のバランスを重視します。
- c. 投資対象とする投資信託証券は、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）の中から選定します。なお、選定する投資信託証券は、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券を指定から外したり、新たに投資信託証券（ファンド設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として指定する場合があります。
- d. 指定投資信託証券の投資配分比率については、三菱UFJ信託銀行株式会社からの投資助言および情報提供をもとに決定します。なお、一部の指定投資信託証券への投資配分比率がゼロとなる場合があります。
- e. 投資信託証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。
- f. 実質組入外貨建資産については、為替ヘッジを行う場合があります。
- g. 市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※「指定投資信託証券」とは、日本を含む世界各国の株式、債券に実質的な投資を行う次に掲げる投資信託証券をいいます。

追加型証券投資信託	MUAM インデックスファンドTOPIX i（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUAM 外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUKAM 日本債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUAM 外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託	MUAM ヘッジ付外国債券インデックスファンド（適格機関投資家転売制限付）

追加型証券投資信託 MUKAM ヘッジ付外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
追加型証券投資信託 マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）

（２）【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この投資信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. 約束手形
- c. 金銭債権

② 運用の指図範囲

イ. 有価証券

この信託において投資の対象とする有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）は、指定投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。））ならびに投資証券および外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）をいいます。以下同じ。）のほか、次に掲げるものとします。なお、当該有価証券は本邦通貨表示のものに限ります。

- a. 国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。）
- b. コマーシャル・ペーパー
- c. 外国または外国の者の発行する本邦通貨表示の証券で、bの証券の性質を有するもの
- d. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、aの証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資ならびに買い現先取引（売戻条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付債券借入れ）に限り行うことができます。

ロ. 金融商品

委託会社は、信託金を、イに掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- a. 預金
- b. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- c. コール・ローン
- d. 手形割引市場において売買される手形

ハ. 特別な場合の運用指図

イの規定にかかわらず、このファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、前記の金融商品により運用することの指図ができます。

(参考) 各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券の概要

(本(参考)欄における「ファンド」、「当ファンド」とは各指定投資信託証券をいいます。)

ファンドの名称	MUAMインデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2023年8月14日まで（2013年7月11日設定）
決算日	毎年8月14日、2月14日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）から乖離するリスクと運用コストの極小化を目的として、定量的なリスク管理に基づいたポートフォリオ構築と適切な売買執行を行います。 株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資は行いません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引を行うことができます。 ⑧デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.154% [※] （税込）（年率0.14%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドの名称	MUAM外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	無期限（2007年3月15日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	投資成果をMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・株式の実質投資比率（組入現物株式の時価総額に株価指数先物取引等の買建額を加算し、または株価指数先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引を行うことができます。 ⑧外国為替予約取引を行うことができます。 ⑨デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑩外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.253% [※] （税込）（年率0.23%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドの名称	MUKAM 外国株式インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2028年5月12日まで（2018年3月16日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）に採用されている株式を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	投資成果をMSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ①外国株式インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く先進国の株式に投資を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への実質投資割合に制限を設けません。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の20%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑤外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ⑥有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑦スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑧外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.165% [※] （税込）（年率0.15%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドの名称	MUAM 日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	無期限（2007年3月15日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、NOMURA-BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 NOMURA-BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 投資成果をNOMURA-BPI総合の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引を行うことができます。 ⑩デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスクおよび金利変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.154% [※] （税込）（年率0.14%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

ファンドの名称	MUKAM 日本債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2028年5月12日まで（2018年3月16日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、NOMURA－BPI総合と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 NOMURA－BPI総合に採用されている公社債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 投資成果をNOMURA－BPI総合の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ①日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の公社債に投資を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.11% [※] （税込）（年率0.10%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドの名称	国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2026年2月20日まで（2016年3月25日設定）
決算日	毎年2月23日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	NOMURA物価連動国債インデックス（フロアあり）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	わが国の物価連動国債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	①主としてわが国の物価連動国債に投資を行い、NOMURA 物価連動国債インデックス（フロアあり）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②物価連動国債の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し債券の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資は行いません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.2365% [※] （税込）（年率0.215%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

ファンドの名称	MUAM外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	無期限（2007年3月15日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 投資成果をF T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ・公社債の実質投資比率（組入現物公社債の時価総額に債券先物取引等の買建額を加算し、または債券先物取引等の売建額を控除した額の信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。）は原則として高位を維持します。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、実質投資比率を引き下げる、あるいは実質投資比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ・銘柄選択は、運用モデルを活用して行います。 組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。 なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引を行うことができます。 ⑩外国為替予約取引を行うことができます。 ⑪デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。 ⑫外国為替予約取引は、為替変動リスクを回避する目的以外には利用しません。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.209%※（税込）（年率0.19%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

ファンドの名称	MUKAM 外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2028年5月12日まで（2007年3月16日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）

ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 F T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）に採用されている国債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱U F J国際投信株式会社 受託会社：三菱U F J信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 投資成果をF T S E世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）の動きにできるだけ連動させるため、次のポートフォリオ管理を行います。 ①外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑩外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.132% [※] （税込）（年率0.12%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

ファンドの名称	MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド（適格機関投資家転売制限付）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2024年9月9日まで（2009年8月28日設定）
決算日	毎年9月9日、3月9日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 ①日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とし、FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）に連動する投資成果をめざして運用を行います。 ②対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の投資比率が100%を超える場合があります。 ③組入外貨建資産については、原則として対象インデックスとの連動を維持するため為替ヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ④市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への投資割合に制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するために行うことができます。 ⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.198% [※] （税込）（年率0.18%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

ファンドの名称	MUKAM ヘッジ付外国債券インデックスファンド2（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	2028年5月12日まで（2018年3月16日設定）
決算日	毎年5月12日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、F T S E世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）と連動する投資成果を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 日本を除く世界各国の公社債を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 ①ヘッジ付外国債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて、主として日本を除く世界各国の公社債に投資を行います。 ②マザーファンド受益証券の組入比率は高位を維持することを基本とします。 ③対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し公社債の実質投資比率が100%を超える場合があります。 ④実質組入外貨建資産については、原則として対象インデックスとの連動を維持するため為替ヘッジを行います。ただし、対象インデックスとの連動を維持するため、為替ヘッジ比率を引き下げる、あるいは為替ヘッジ比率を100%以上に引き上げる運用指図を行うことがあります。 ⑤市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ③投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ④同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑤同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。 ⑥同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。 ⑦外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。 ⑧有価証券先物取引等を行うことができます。 ⑨スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑩金利先渡し取引および為替先渡し取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑪外国為替予約取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.121%※（税込）（年率0.11%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となる場合があります。

ファンドの名称	マネープールファンド（FOFs用）（適格機関投資家限定）
ファンドの形態等	国内籍の私募投資信託
信託期間	無期限（2010年11月24日設定）
決算日	毎年5月20日、11月20日（休業日の場合は翌営業日）
ファンドの目的	ファミリーファンド方式により、信託財産の安定的な収益の確保を目指して運用を行います。
投資対象	当ファンドのマザーファンドの投資対象は以下の通りです。 わが国の公社債等を主要投資対象とします。
ファンドの関係法人	委託会社：三菱UFJ国際投信株式会社 受託会社：三菱UFJ信託銀行株式会社（再信託：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）
投資態度	当ファンドのマザーファンドの主な基本方針は以下の通りです。 わが国の短期公社債等を中心に投資し、利子等収益の確保を図ります。なお、市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。
投資制限等	当ファンドのマザーファンドの主な投資制限は以下の通りです。 ①株式への投資は行いません。 ②外貨建資産への投資は行いません。 ③有価証券先物取引等を行うことができます。 ④スワップ取引は効率的な運用に資するため行うことができます。 ⑤金利先渡取引は効率的な運用に資するため行うことができます。
運用管理費用（信託報酬）等	日々の純資産総額に対して、年率0.033%※（税込）（年率0.03%（税抜））をかけた額とします。 ※消費税等相当額を含みます。なお、消費税率に応じて変更となることがあります。

<指定投資信託証券の対象指数（ベンチマーク）について>

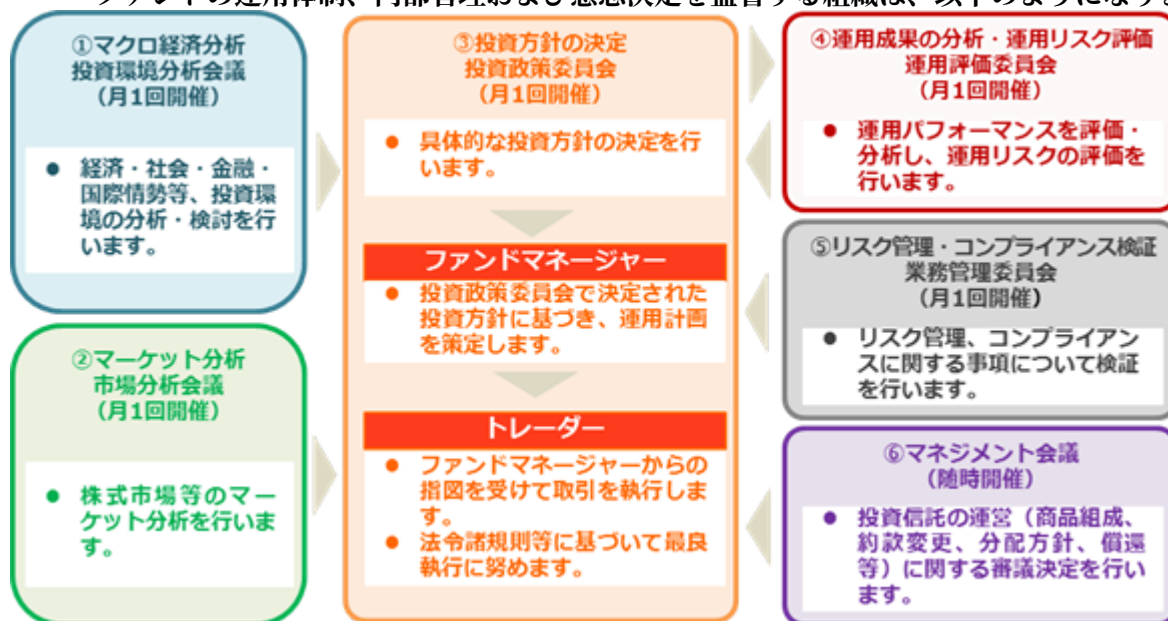
- ・「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」とは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数（TOPIX）に、現金配当による権利落ちの修正を加えた株価指数です。TOPIX（配当込み）に関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIX（配当込み）の算出もしくは公表の停止またはTOPIX（配当込み）の商標の変更もしくは利用の停止を行う権利を有しています。
- ・「MSCIコクサイ・インデックス（配当込み）」とは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円換算ベース）は、MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、米ドルベース）をもとに、三菱UFJ国際投信株式会社が算出したものです。MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権およびその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
- ・「NOMURA-BPI総合」とは、野村證券株式会社が発表しているわが国の代表的な債券パフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・「NOMURA 物価連動国債インデックス（フロアあり）」とは、野村證券株式会社が発表している日本国が発行したフロアありの物価連動国債のパフォーマンスインデックスです。当該指数の知的財産権およびその他一切の権利は同社に帰属します。なお、同社は、当該指数の正確性、完全性、信頼性、有用性、市場性、商品性および適合性を保証するものではなく、当該指数を用いて運用されるファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
- ・「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ヘッジ・円ベース）」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- ・「FTSE世界国債インデックス（除く日本、円換算ベース）」とは、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

※前記の内容は原則として、2020年11月末日時点の情報をもとに作成したものであり、今後、前記の記載内容が変更となる場合、指定投資信託証券の見直しに伴い、指定投資信託証券として選定されていた投資信託証券を選定対象から外したり、新たに投資信託証券（先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞（愛称：コア安定）、先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞（愛称：コア成長）設定以降に設定された投資信託証券も含みます。）を指定投資信託証券として選定する場合があります。

（３）【運用体制】

① 運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織

ファンドの運用体制、内部管理および意思決定を監督する組織は、以下のようになります。



② ファンドの関係法人（販売会社を除く）に対する管理体制等

「受託会社」または「再信託受託会社」に対しては、日々の基準価額および純資産照合、月次の勘定残高照合などを行っております。また、受託業務の内部統制の有効性についての監査人による報告書を、受託会社より受け取っております。

※運用体制等につきましては、2020年11月末現在のものであり、変更になることがあります。

（４）【分配方針】

- ① 毎年４月23日（休業日の場合は翌営業日）に決算を行い、原則として、以下の方針に基づき収益分配を行います。

イ. 分配対象収益の範囲

経費等控除後の繰越分を含めた配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ. 分配対象収益についての分配方針

収益分配金額は、委託会社が分配可能額、基準価額水準等を勘案のうえ決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わない場合があります。

ハ. 留保益の運用方針

収益分配に充てなかった留保益については、運用の基本方針と同一の運用を行います。

② 収益分配金の交付

- イ. 分配金受取コースの場合、収益分配金は、決算日から起算して、原則として、５営業日までに販売会社を通じて支払いを開始します。

- ロ. 分配金再投資コースの場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で全額を申込手数料なしで再投資いたします。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

分配方針に基づいて収益分配を行う予定ですが、将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

（５）【投資制限】

- ① 株式への直接投資は行いません。
- ② 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 外貨建資産への直接投資は行いません。
- ④ 同一銘柄の投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ 信用リスク集中回避のための投資制限

委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に係る株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑥ 資金の借入れ

- イ. 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性をはかるため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資

信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。

ハ、収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は、収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ、借入金の利息は、投資信託財産中より支弁します。

3【投資リスク】

当ファンドは、実質的に国内外の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではありません。投資信託は預貯金とは異なります。投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

① 投資リスク

イ、価格変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には株式を投資対象とする場合があります。株式の価格は、国内および国際的な政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給関係等の影響を受け変動します。株式の価格が変動すれば当ファンドの基準価額の変動要因となります。

ロ、金利変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には債券を投資対象とする場合があります。投資対象としている債券の発行通貨の金利水準が上昇（低下）した場合には、一般的に債券価格は下落（上昇）し、当ファンドの基準価額の変動要因となります。また、組入債券の残存期間や利率等も価格変動に影響を与えます。例えば、残存期間の長い債券は金利変動に対する債券価格の感応度が高く、価格変動が大きくなる傾向があります。

ハ. 為替変動リスク

当ファンドは、投資信託証券を通じて、実質的には外貨建資産に投資を行う場合があります。投資対象としている有価証券の発行通貨が円に対して強く（円安に）なれば当ファンドの基準価額の上昇要因となり、弱く（円高に）なれば当ファンドの基準価額の下落要因となります。

また、実質的に保有する外貨建資産の一部分について為替ヘッジを行う場合があります。為替ヘッジを行うにあたり、円金利が当該通貨の金利より低い場合には、その金利差相当分のコストがかかります。

ニ. 信用リスク（デフォルト・リスク）

投資信託証券への投資を通じて、実質的に投資している有価証券等の発行体の倒産、財務状況または信用状況の悪化等の影響により、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被ることがあります。

ホ. 流動性リスク

有価証券等を売却あるいは購入しようとする際に、買い需要がなく売却不可能、あるいは売り供給がなく購入不可能等となるリスクのことをいいます。例えば、市況動向や有価証券等の流通量等の状況、あるいはファンドの解約金額の規模によっては、組入有価証券等を市場実勢より低い価格で売却しなければならないケースが考えられ、この場合にはファンドの基準価額の下落要因となります。

ヘ. 物価変動リスク

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、実質的には物価連動国債を投資対象とする場合があります。物価連動国債は、実際の物価変動により、償還金と利金額が変動します。また、予想物価上昇率の変化にともない、物価連動国債の価格も変動します。公社債市場において、将来の物価上昇率が以前の予想よりも低くなるという見方が広がると、金利水準が一定の場合、物価連動国債の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

② 留意事項

- イ. ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- ロ. 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、販売会社が登録金融機関の場合、証券会社とは異なり、投資者保護基金に加入していません。
- ハ. 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。
- ニ. 取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止することや、すでに受付けた解約請求の受付を取消することがあります。

③ 投資リスクに対する管理体制

イ. 投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、投資方針の決定を行います。

ロ. コンプライアンス部は、投資信託財産の運用の指図につき法令、一般社団法人投資信託協会諸規則、社内規程および投資信託約款等（以下、「法令諸規則等」という。）に定める運用の指図に関する事項の遵守状況を確認します。

コンプライアンス部は、原則として日々、次に掲げる方法による検証を行います。

- a. 運用の指図に関する帳票の確認
- b. 検証システムにより抽出される運用の実施状況に関するデータの確認
- c. その他検証を行うために必要な行為

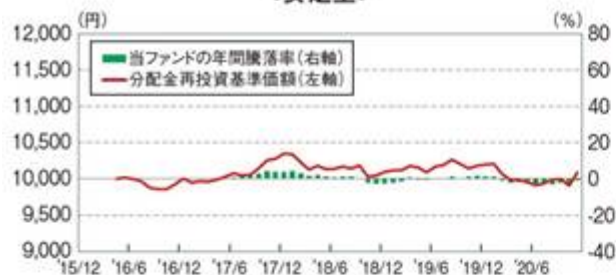
発注前の検証は、運用実施に関する内規に基づき、発注内容が法令諸規則等に照らして適当であるかどうか伝票等により確認を行います。発注後の検証は、運用指図結果の適法性または適正性について確認を行います。

ハ. 運用評価委員会においてファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価、ファンドの組入有価証券の評価損率や、有価証券売買状況、組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し管理を行います。

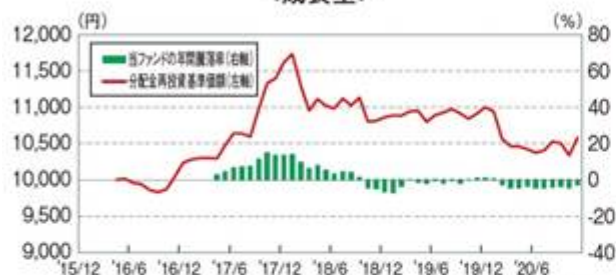
〈参考情報〉

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

＜安定型＞



＜成長型＞



※年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額をもとに計算したものと異なる場合があります。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものと仮定して計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。分配実績がない場合は、分配金再投資基準価額は基準価額と同じです。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

＜安定型＞



＜成長型＞



※グラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※2015年12月から2020年11月（当ファンドは2017年4月から2020年11月）の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

※上記資産クラスの騰落率は2020年11月から60ヶ月遡った算出結果であり、当ファンドの決算日に対応した数値とは異なります。

※当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

●代表的な資産クラスの指数

日本株	東証株価指数（TOPIX） （配当込み）	東証株価指数（TOPIX）（配当込み）は、東京証券取引所第一部に上場している内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス （配当込み、円ベース）	MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村證券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村證券株式会社に帰属します。
先進国債	FTSE世界国債インデックス （除く日本、円ベース）	FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国債	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド （円ベース）	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド（円ベース）は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

（注）海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

（注）騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに、株式会社野村総合研究所が計算しております。株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、株式会社野村総合研究所及び各指数のデータソースは、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、収益分配金の再投資によりファンドを買付ける場合も、申込手数料はかかりません。詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

（２）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

（３）【信託報酬等】

① 信託報酬の総額およびその配分

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に次に掲げる率を乗じて得た額とします。

	信託報酬率
<安定型>	年率1.067%（税込）（年率 0.97%（税抜））
<成長型>	年率1.342%（税込）（年率 1.22%（税抜））

1万口当たりの信託報酬：

運用期間中の平均基準価額×信託報酬率×（保有日数／365）

※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。

信託報酬は、「委託会社」、「販売会社」および「受託会社」の間で次のように配分します。

支払先	配分（税抜）		役務の内容
	<安定型>	<成長型>	
委託会社	0.44%	0.55%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価
販売会社	0.50%	0.64%	分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価
受託会社	0.03%	0.03%	投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価

※上記信託報酬には、別途消費税等相当額がかかります。なお、委託会社の信託報酬には、投資顧問会社への投資顧問報酬が含まれます。

前記の他に各ファンドが投資対象とする指定投資信託証券に関しても信託（管理）報酬等がかかります。

受益者が負担する実質的な信託報酬率は、各ファンドの純資産総額に対して、次に掲げる率を乗じて得た金額となります。

	信託報酬率
安定型	最大年率1.265%（税込）程度 （最大年率1.15%（税抜）程度）
成長型	最大年率1.551%（税込）程度 （最大年率1.41%（税抜）程度）

※上記は、各ファンドの信託報酬率と、投資対象とする投資信託証券の信託報酬率をあわせたものです。この値はあくまでも目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況により変動します。

② 信託報酬の支払い時期

毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。

（４）【その他の手数料等】

- ① 信託財産留保額はありません。
- ② ファンドの財務諸表の監査費用は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0055%（税抜0.005%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。
- ③ ファンドの解約に伴う支払資金の手当て又は再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的とした借入金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。
- ④ ファンドの投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、投資信託財産中から支弁します。

※上記の他、投資信託約款の規定に基づく運用指図等により生じた費用をご負担いただく場合があります。また、その他の手数料等につきましては、財務諸表の監査費用を除き、運用状況、保有期間等により変動するものであり、事前に金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

費用または費用を対価とする役務の内容について

費用名	直接・間接※	説明
申込手数料	直接	商品および投資環境の説明・情報提供、購入に関する事務手続等の対価
信託財産留保額	直接	信託期間の途中で換金する場合に、換金に必要な費用を賄うため換金代金から控除され、信託財産中に留保される額

信託報酬	間接	（委託会社） ファンドの運用・調査、受託会社への運用指図、基準価額の算出、目論見書等の作成等の対価 （販売会社） 分配金・償還金・換金代金支払等の事務手続き、交付運用報告書等の送付、購入後の説明・情報提供等の対価 （受託会社） 投資信託財産の保管・管理、運用指図の実行等の対価
売買委託手数料	間接	有価証券等を売買する際に発生する費用
監査報酬	間接	ファンドの決算時等に監査法人から監査を受けるための費用

上記は一般的な用語について説明したものです。

※受益者が直接的に負担する費用か、間接的に負担する費用かの区別です。

（５）【課税上の取扱い】

ファンドは、課税上、株式投資信託として取扱われます。

① 個人受益者に対する課税

イ. 収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率で源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。確定申告による総合課税または申告分離課税の選択も可能です。

ロ. 一部解約時および償還時

一部解約時および償還時の譲渡益については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%、地方税5%）の税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座（源泉徴収選択口座）の利用も可能です。なお、一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、収益分配金、上場株式等に係る譲渡益との通算が可能です。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」、未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA」の適用対象です。

※NISA、ジュニアNISAをご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

② 法人受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収されます。

※収益分配金について

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本と同額の場合または上回っている場合には、分配金の全額が普通分配金となります。

受益者が収益分配金を受け取る際、基準価額（分配落）が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、分配金から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。元本払戻金（特別分配金）は、元本の一部払戻しに相当し、非課税扱いとなります。

※個別元本とは

個別元本とは、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額（申込手数料および申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均されます。ただし、複数の販売会社でファンドを買付けた場合は、販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても、複数口座でファンドを買付けた場合には口座ごとに、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースでファンドを買付けた場合にはコースごとに、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が、元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、個別元本は、分配金発生時の個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額となります。

③ その他

イ. 益金不算入制度、配当控除の適用はありません。（税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。）

ロ. 買取請求による換金の場合の課税上の取扱いおよび損益通算等につきましては、取得申込みを取扱った販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※上記の内容は2020年11月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合には変更になることがあります。

5【運用状況】

【先進国資産配分コントロールファンド〈安定型〉】

(1)【投資状況】

2020年11月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	6,080,533,088	98.65
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	83,284,788	1.35
合計（純資産総額）		6,163,817,876	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

2020年11月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	MUAM日本債券インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	1,694,293,800	1.2537	2,124,193,743	1.2491	2,116,342,385	34.33
2	日本	投資信託 受益証券	MUAMヘッジ付外国債券インデック スファンド（適格機関投資家転売制限 付）	933,932,695	1.2267	1,145,688,858	1.2434	1,161,251,912	18.84
3	日本	投資信託 受益証券	国内物価連動国債インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	945,430,250	0.9566	904,492,788	0.9561	903,925,862	14.67
4	日本	投資信託 受益証券	MUAMインデックスファンド TOPIX i（適格機関投資家限定）	488,029,793	1.4481	706,719,828	1.5558	759,276,751	12.32
5	日本	投資信託 受益証券	MUAM外国株式インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	341,902,812	2.0082	686,617,090	2.1973	751,263,048	12.19
6	日本	投資信託 受益証券	MUAM外国債券インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	268,375,220	1.4441	387,577,587	1.4475	388,473,130	6.30

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ロ．種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.65
合計	98.65

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020年11月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年4月24日）	2,839,784,204	2,839,784,204	0.9915	0.9915
第2計算期間末（2018年4月23日）	3,850,966,773	3,850,966,773	1.0153	1.0153
第3計算期間末（2019年4月23日）	6,609,482,703	6,609,482,703	1.0150	1.0150
第4計算期間末（2020年4月23日）	6,651,365,645	6,651,365,645	0.9960	0.9960
2019年11月末日	7,428,791,212	—	1.0179	—
12月末日	7,450,898,879	—	1.0195	—
2020年1月末日	7,166,784,612	—	1.0207	—
2月末日	6,897,248,444	—	1.0066	—
3月末日	6,677,276,348	—	0.9986	—
4月末日	6,671,425,753	—	0.9984	—
5月末日	6,708,074,855	—	0.9952	—
6月末日	6,562,645,278	—	0.9912	—
7月末日	6,465,282,915	—	0.9937	—
8月末日	6,673,591,253	—	0.9989	—
9月末日	6,710,156,916	—	0.9998	—
10月末日	6,223,861,931	—	0.9906	—
11月末日	6,163,817,876	—	1.0090	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	0.0000
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	0.0000
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	△0.9
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	2.4
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	△0.0
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	△1.9
第5中間計算期間末	2020年4月24日～2020年10月23日	0.0

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	3,312,714,449	448,568,792	2,864,145,657
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	2,093,136,843	1,164,407,616	3,792,874,884
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	4,306,074,844	1,587,102,954	6,511,846,774
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	4,528,770,053	4,362,230,114	6,678,386,713
第5中間計算期間末	2020年4月24日～2020年10月23日	710,414,572	1,105,134,984	6,283,666,301

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

【先進国資産配分コントロールファンド〈成長型〉】

（１）【投資状況】

2020年11月30日現在

資産の種類	国／地域	時価合計（円）	投資比率（％）
投資信託受益証券	日本	2,215,814,266	98.29
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	38,505,806	1.71
合計（純資産総額）		2,254,320,072	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。

（２）【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

イ．評価額上位銘柄明細

2020年11月30日現在

順位	国／地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	投資信託 受益証券	MUAM日本債券インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	512,971,731	1.2515	641,994,380	1.2491	640,752,989	28.42
2	日本	投資信託 受益証券	MUAMヘッジ付外国債券インデック スファンド（適格機関投資家転売制限 付）	400,879,267	1.2227	490,165,101	1.2434	498,453,280	22.11
3	日本	投資信託 受益証券	MUAM外国株式インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	217,445,467	2.0833	453,023,649	2.1973	477,792,924	21.19
4	日本	投資信託 受益証券	MUAMインデックスファンド TOPIX i（適格機関投資家限定）	280,911,400	1.4481	406,812,874	1.5558	437,041,956	19.39
5	日本	投資信託 受益証券	国内物価連動国債インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	103,436,418	0.9567	98,958,593	0.9561	98,895,559	4.39
6	日本	投資信託 受益証券	MUAM外国債券インデックスファン ド（適格機関投資家限定）	43,438,728	1.4439	62,723,515	1.4475	62,877,558	2.79

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

ロ．種類別投資比率

2020年11月30日現在

種類	投資比率（％）
投資信託受益証券	98.29
合計	98.29

(注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類または業種の評価金額の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

2020年11月30日及び同日1年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

期別	純資産総額（円）		1口当たり純資産額（円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
第1計算期間末（2017年4月24日）	1,473,620,919	1,473,620,919	1.0103	1.0103
第2計算期間末（2018年4月23日）	2,630,002,310	2,630,002,310	1.1047	1.1047
第3計算期間末（2019年4月23日）	3,199,199,273	3,199,199,273	1.0939	1.0939
第4計算期間末（2020年4月23日）	2,161,786,036	2,161,786,036	1.0434	1.0434
2019年11月末日	3,421,731,326	—	1.0913	—
12月末日	3,402,719,429	—	1.1001	—
2020年1月末日	3,257,475,518	—	1.0941	—
2月末日	3,008,891,979	—	1.0561	—
3月末日	2,160,917,535	—	1.0464	—
4月末日	2,175,293,077	—	1.0459	—
5月末日	2,182,702,514	—	1.0422	—
6月末日	2,178,575,830	—	1.0374	—
7月末日	2,159,267,205	—	1.0404	—
8月末日	2,350,253,319	—	1.0526	—
9月末日	2,319,466,107	—	1.0503	—
10月末日	2,249,579,870	—	1.0338	—
11月末日	2,254,320,072	—	1.0581	—

② 【分配の推移】

期	計算期間	1口当たりの分配金（円）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	0.0000
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	0.0000
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	0.0000
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	0.0000

③【収益率の推移】

期	計算期間	収益率（％）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	1.0
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	9.3
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	△1.0
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	△4.6
第5中間計算期間末	2020年4月24日～2020年10月23日	0.2

（注）「収益率」とは、計算期間末の基準価額（分配付の額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」）を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

（4）【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数（口）	解約口数（口）	発行済み口数（口）
第1計算期間末	2016年4月28日～2017年4月24日	1,519,392,073	60,833,813	1,458,558,260
第2計算期間末	2017年4月25日～2018年4月23日	1,320,675,672	398,417,992	2,380,815,940
第3計算期間末	2018年4月24日～2019年4月23日	895,155,061	351,298,653	2,924,672,348
第4計算期間末	2019年4月24日～2020年4月23日	741,639,471	1,594,387,452	2,071,924,367
第5中間計算期間末	2020年4月24日～2020年10月23日	343,775,921	234,957,315	2,180,742,973

（注）第1計算期間の設定口数には当初募集期間中の設定口数を含みます。

〈参考情報〉

〈安定型〉

2020年11月30日現在

基準価額・純資産の推移



※基準価額は一万口当たり、信託報酬等を控除後の価額です。

※2020年11月30日時点では分配がありませんので、分配金再投資基準価額は表示しておりません。

分配の推移

2017年 4月	0円
2018年 4月	0円
2019年 4月	0円
2020年 4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万口当たり、税引前です。

主要な資産の状況

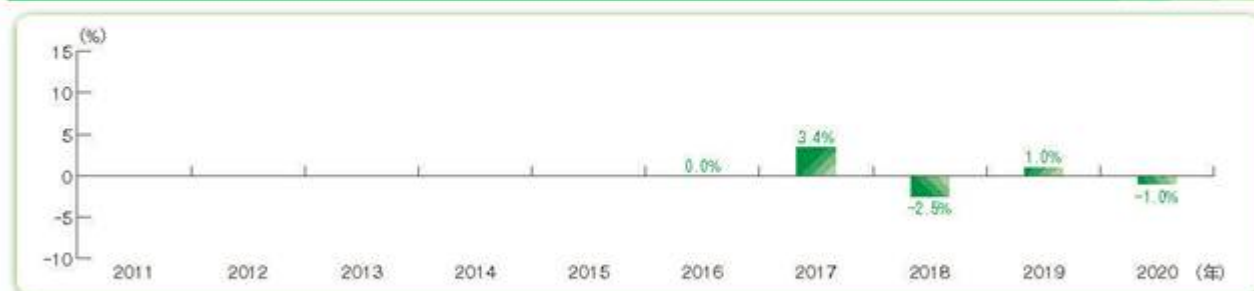
資産構成	比率
MUAM日本債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	34.3%
MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド(適格機関投資家転売制限付)	18.8%
国内物価連動国債インデックスファンド(適格機関投資家限定)	14.7%
MUAMインデックスファンドTOPIXi(適格機関投資家限定)	12.3%
MUAM外国株式インデックスファンド(適格機関投資家限定)	12.2%
MUAM外国債券インデックスファンド(適格機関投資家限定)	6.3%
コール・ローン、その他	1.4%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に対する割合です。

※主要な資産の状況の各組入比率は四捨五入して表示しておりますので、それを用いて計算すると誤差を生じることがあります。

※コール・ローン、その他には未収・未払い項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの収益率は基準価額で計算しております。

※2016年は当ファンド設定日(2016年4月28日)から年末までの収益率を表示しております。

※2020年は年初から基準日(2020年11月30日)までの収益率を表示しております。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示しております。

2020年11月30日現在

<成長型>

基準価額・純資産の推移



※基準価額は1万円当たり、信託報酬等を控除後の価額です。

※2020年11月30日時点では分配がありませんので、分配金再投資基準価額は表示していません。

分配の推移

2017年 4月	0円
2018年 4月	0円
2019年 4月	0円
2020年 4月	0円
設定来累計	0円

※分配金は1万円当たり、税引前です。

主要な資産の状況

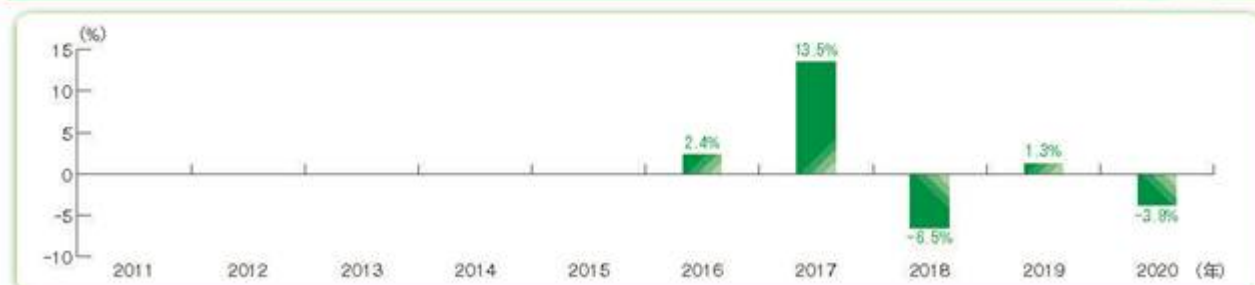
資産構成	比率
MUAM日本債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	28.4%
MUAMヘッジ付外国債券インデックスファンド（適格機関投資家転売制限付）	22.1%
MUAM外国株式インデックスファンド（適格機関投資家限定）	21.2%
MUAMインデックスファンドTOPIXi（適格機関投資家限定）	19.4%
国内物価連動国債インデックスファンド（適格機関投資家限定）	4.4%
MUAM外国債券インデックスファンド（適格機関投資家限定）	2.8%
コール・ローン、その他	1.7%
合計	100.0%

※比率は、純資産総額に対する割合です。

※主要な資産の状況の各組入比率は四捨五入して表示しておりますので、それを用いて計算すると誤差を生じることがあります。

※コール・ローン、その他には未収・未払い項目が含まれるため、マイナスとなる場合があります。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※当ファンドの収益率は基準価額で計算しております。

※2016年は当ファンド設定日（2016年4月28日）から年末までの収益率を表示しております。

※2020年は年初から基準日（2020年11月30日）までの収益率を表示しております。

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。
 ファンドの運用状況等は別途、委託会社のホームページで開示しております。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

- ① お申込みに際しては、販売会社所定の方法でお申込みください。
- ② 当ファンドは、収益の分配が行われた場合に収益分配金を受領する「分配金受取コース」と、収益分配金を申込手数料なしで再投資する「分配金再投資コース」があり、「分配金再投資コース」を取得申込者が選択した場合には、取得申込者は販売会社との間で「累積投資に関する契約」にしたがって分配金再投資に関する契約を締結します。なお、販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。また、あらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。
- ③ 当ファンドのお申込みは、原則として販売会社の毎営業日に行われます。お申込みの受付は、原則として午後3時までにお申込みが行われ、かつ、お申込みの受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。
- ④ 次のいずれかに該当する日（以下「申込不可日」といいます。）には、取得の申込みはできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
 - ・ニューヨーク証券取引所の休業日
 - ・ニューヨークの銀行の休業日
 - ・ロンドン証券取引所の休業日
 - ・ロンドンの銀行の休業日
 - ・ニューヨークまたはロンドンにおける債券市場の取引停止日
- ⑤ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、お申込みの受付を中止することおよびすでに受付けたお申込みの受付を取り消すことができるものとします。

※受益権の取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたは予め、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

（２）申込価額

- ① お申込価額（発行価格）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額[※]とします。

「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。

※「基準価額」とは、純資産総額（ファンドの資産総額から負債総額を控除した金額）を計算日の受益権総口数で除した価額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示することがあります。

- ② 申込代金は、１口当たりのお申込価額に申込口数を乗じて得た金額とします。

（３）申込手数料

申込手数料はありません。

「分配金再投資コース」の取得申込者が、「累積投資に関する契約」（販売会社によっては、当該契約または規定については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を使用することがあり、この場合当該別の名称に読み替えるものとします。）に基づき、収益分配金の再投資によりファンドを買い付ける場合にも、申込手数料はかかりません。

（４）申込単位

お申込単位は、販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」によるお申込みが可能です。

お申込みになる販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなります。

※取扱コースおよびお申込単位は、販売会社にお問い合わせください。

※「分配金再投資コース」により、収益分配金を再投資する場合は、１口単位となります。

（５）払込期日

取得申込者は、お申込みをされた販売会社が定める所定の日時までに買付代金を販売会社に支払うものとします。各取得申込日の発行価額の総額は、販売会社によって、追加信託が行われる日に、委託会社の指定する口座を経由して受託会社の指定するファンド口座（受託会社が信託事務の一部について委託を行っている場合は当該委託先の口座）に払込まれます。

（６）照会先

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

＜受付時間＞ 営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

２【換金（解約）手続等】

（１）換金（解約）手続き

- ① 受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に対し、各販売会社の定める単位をもって換金（解約）の請求をすることができます。受益者が換金の請求をするときは、販売会社に対し、受益権をもって行うものとします。委託会社は、換金の請求を受付けた場合には、この投資信託契約の一部を解約します。換金のお申込みの受付は、原則として販売会社の毎営業日の午後３時までには換金の請求が行われ、かつ、換金の受付に係る販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日のお申込みとします。また、投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。

※換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの投資信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

- ② 申込不可日には、換金の請求はできません。（申込不可日は、販売会社または委託会社において確認することができます。）
- ③ 委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、換金の受付を中止することおよびすでに受付けた換金の請求を取り消すことができます。換金の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の換金の請求を撤回できます。ただし、受益者がその換金の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に換金の請求を受付けたものとします。

（２）換金価額

換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

（３）換金手数料

換金手数料はありません。

（４）換金代金の支払い

換金代金は、原則として換金請求受付日より起算して８営業日目から販売会社において支払います。

（５）照会先

換金価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

詳細につきましては、販売会社または委託会社にお問い合わせください。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

＜受付時間＞ 営業日の午前９時～午後５時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

３【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

① 基準価額の計算方法

基準価額は、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下、「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。なお、基準価額は、便宜上１万口当たりで表示されることがあります。

② ファンドの主な投資対象の評価方法

ファンドが主要投資対象とする投資信託証券は、原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

③ 基準価額の算出頻度

委託会社の毎営業日において計算されます。

④ 基準価額に関する照会方法等

基準価額は、委託会社の毎営業日において、委託会社により計算され、販売会社または委託会社にお問い合わせいただくことにより知ることができます。

お問い合わせ先

中銀アセットマネジメント株式会社

サポートダイヤル お問い合わせ窓口 086-224-5310

<受付時間> 営業日の午前9時～午後5時

インターネットホームページ <https://www.chugin-am.jp/>

基準価額は、計算日の翌日付の日本経済新聞に1万口当たりで掲載されます。掲載に関する権利は株式会社日本経済新聞社にあり、掲載されない場合もあります。また、基準価額は、掲載後変更される場合がありますので、販売会社または委託会社で確認してください。

委託会社の略称：中銀アセット

各ファンドの略称：

先進国資産配分コントロールファンド<安定型>（愛称：コア安定）：「コア安定」

先進国資産配分コントロールファンド<成長型>（愛称：コア成長）：「コア成長」

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

信託期間は、2016年4月28日から2026年4月23日までとします。ただし、投資信託契約の解約（繰上償還）の規定により信託を終了させる場合があります。また、受益者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。

（４）【計算期間】

計算期間は、原則として、毎年４月２４日から翌年４月２３日までとします。ただし、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

（５）【その他】

① 投資信託契約の解約（繰上償還）

- イ. 委託会社は、信託期間中において、この信託を終了させることが受益者のため有利であると認めるとき、投資信託契約の一部を解約することにより受益権口数が１０億口を下回ったとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ロ. 委託会社は、イの事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の２週間前までに、この投資信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- ハ. ロの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. ロの書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. ロからニまでの規定は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であってロからニまでの手続きを行うことが困難な場合には適用しません。

② 投資信託契約に関する監督官庁の命令

- イ. 委託会社は、監督官庁よりこの投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの投資信託約款を変更しようとするときは、投資信託約款の変更等の規定にしたがいます。

③ 委託会社の登録取消等に伴う取扱い

- イ. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ロ. イの規定にかかわらず、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、投資信託約款の変更等の書面決議で否決された場合を除き、当該他の投資信託委託会社と受託会社の間において存続します。

④ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

- イ. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ロ. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この投資信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤ 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

- イ. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社はその任務に違反して投資信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、投資信託約款の変更等の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、前記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。
- ロ. 委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥ 投資信託約款の変更等

- イ. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この投資信託約款は、この投資信託約款の変更等に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- ロ. 委託会社は、イの事項（イの変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、イの併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この投資信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ハ. ロの書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の投資信託財産にファンドの受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ニ. ロの書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行います。
- ホ. 書面決議の効力は、ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
- ヘ. ロからホまでの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- ト. イからヘまでの規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっては、当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。

⑦ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

ファンドは、受益者が一部解約の請求を行なったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、投資信託契約の解約（繰上償還）または重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

⑧ 他の受益者の氏名等の開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、「他の受益者の氏名または名称および住所」、「他の受益者が有する受益権の内容」の開示の請求を行うことはできません。

⑨ 運用報告書の交付

委託会社は、毎計算期間（原則として、毎年4月24日から翌年4月23日までとします。）終了後および償還時に、期中の運用経過等を記載した交付運用報告書を作成し、知っている受益者に、販売会社を通じて交付します。

運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の請求があった場合には、これを交付します。

<https://www.chugin-am.jp/>

⑩ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.chugin-am.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑪ 信託事務の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することができます。この場合、日本マスタートラスト信託銀行株式会社は、再信託契約に基づいて所定の事務を行います。

⑫ 関係法人との契約の更改等に関する手続等

イ. 投資顧問会社との契約更改

委託会社は、投資顧問会社との間の「投資顧問契約書」に基づき、運用に係る情報提供、助言を受けています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社または販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

ロ. 販売会社との契約更改

委託会社は、販売会社との間の「投資信託受益権の取扱に関する契約（別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含みます。）」に基づき、受益権の募集の取扱い等を販売会社に委託しています。

この契約の有効期間は、契約締結日から1年で、期間満了の3ヵ月前までに委託会社または販売会社から別段の申し出が無いときは自動的に1年間更新され、その後も同様とします。

ハ. 変更内容の開示

販売会社との契約または投資信託約款を変更した場合において、委託会社に変更内容について速やかに開示する必要があると認めるときは、有価証券届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出することにより、変更内容を開示します。

4【受益者の権利等】

（1）ファンドの受益権

受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

（2）収益分配金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドに係る収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 収益分配金は、計算期間終了日から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ③ ②の規定にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。販売会社は、受益者に対し、計算期間終了日の基準価額をもって収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。
- ④ 受益者が、収益分配金について支払い開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。
- ⑤ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）にお支払いします。また、分配金再投資コースの場合、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

（3）償還金に対する請求権

- ① 受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- ② 償還金は、償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として、5営業日までに販売会社を通じて受益者に支払いを開始します。
- ③ 受益者が、償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

- ④ 償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします。）にお支払いします。

（４）換金に係る権利

受益者は、委託会社に対して、換金（解約）請求を行う権利を有します。

（５）書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対して、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- （1）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- （2）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第4期計算期間（2019年4月24日から2020年4月23日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	177,099,258	1,677,561,904
投資信託受益証券	6,277,164,223	5,066,854,674
未収入金	310,000,000	—
流動資産合計	6,764,263,481	6,744,416,578
資産合計	6,764,263,481	6,744,416,578
負債の部		
流動負債		
未払解約金	115,372,251	42,890,621
未払受託者報酬	920,033	1,170,952
未払委託者報酬	38,334,727	48,789,670
未払利息	485	4,596
その他未払費用	153,282	195,094
流動負債合計	154,780,778	93,050,933
負債合計	154,780,778	93,050,933
純資産の部		
元本等		
元本	6,511,846,774	6,678,386,713
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,635,929	△27,021,068
（分配準備積立金）	28,271,521	14,947,657
元本等合計	6,609,482,703	6,651,365,645
純資産合計	6,609,482,703	6,651,365,645
負債純資産合計	6,764,263,481	6,744,416,578

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第 3 期 自 2018年 4 月24日 至 2019年 4 月23日	第 4 期 自 2019年 4 月24日 至 2020年 4 月23日
営業収益		
受取配当金	13,846,095	10,373,821
有価証券売買等損益	59,189,701	△43,090,520
営業収益合計	73,035,796	△32,716,699
営業費用		
支払利息	519,739	719,876
受託者報酬	1,613,872	2,281,648
委託者報酬	67,244,392	95,068,854
その他費用	268,857	396,953
営業費用合計	69,646,860	98,467,331
営業利益又は営業損失（△）	3,388,936	△131,184,030
経常利益又は経常損失（△）	3,388,936	△131,184,030
当期純利益又は当期純損失（△）	3,388,936	△131,184,030
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△990,604	△564,729
期首剰余金又は期首欠損金（△）	58,091,889	97,635,929
剰余金増加額又は欠損金減少額	58,596,592	74,006,142
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	58,596,592	74,006,142
剰余金減少額又は欠損金増加額	23,432,092	68,043,838
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	23,432,092	68,043,838
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	97,635,929	△27,021,068

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
1. 受益権の総数	6,511,846,774口	6,678,386,713口
2. 元本の欠損	－円	27,021,068円
3. 1単位当たりの純資産の額 1口当たり純資産額 (10,000口当たりの純資産額)	1.0150円 (10,150円)	0.9960円 (9,960円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2018年4月24日 至 2019年4月23日		
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	794,456 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	3,585,084 円
収益調整金額	C	69,364,408 円
分配準備積立金額	D	23,891,981 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	97,635,929 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,511,846,774 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	149 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	- 円

第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日		
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	46,772,313 円
分配準備積立金額	D	14,947,657 円
当ファンドの分配対象収益額	$E=A+B+C+D$	61,719,970 円
当ファンドの期末残存口数	F	6,678,386,713 口
10,000口当たり収益分配対象額	$G=E/F*10,000$	92 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	$I=F*H/10,000$	- 円

（金融商品に関する注記）

I. 金融商品の状況に関する事項

項目	第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。その他、保有する金銭信託等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	当ファンドの委託会社の投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、運用方針の決定を行っております。運用部門から独立した組織であるコンプライアンス部において、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行っております。また、運用評価委員会において、ファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価、ファンドの組入有価証券の評価損率や、有価証券売買状況、組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し、管理を行っております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2020年4月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 （2）その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

種類	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
投資信託受益証券	57,645,072円	50,270,929円
合 計	57,645,072円	50,270,929円

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第 3 期 2019年 4 月23日現在	第 4 期 2020年 4 月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	3,792,874,884円	6,511,846,774円
期中追加設定元本額	4,306,074,844円	4,528,770,053円
期中一部解約元本額	1,587,102,954円	4,362,230,114円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（４）【附属明細表】

有価証券明細表

＜株式以外の有価証券＞

（単位：円）

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	MUAM日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	2,715,530,389	3,411,249,274	
		MUAMヘッジ付外国債券インデックス ファンド (適格機関投資家転売制限付)	1,355,720,112	1,655,605,400	
合計 2 銘柄			4,071,250,501	5,066,854,674	

（注）券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

【先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞】

(1) 【貸借対照表】

(単位：円)

	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	58,351,985	557,848,047
投資信託受益証券	3,058,260,913	1,634,869,094
未収入金	160,000,000	—
流動資産合計	3,276,612,898	2,192,717,141
資産合計	3,276,612,898	2,192,717,141
負債の部		
流動負債		
未払解約金	52,138,611	4,761,590
未払受託者報酬	493,977	511,422
未払委託者報酬	24,698,607	25,571,384
未払利息	159	1,528
その他未払費用	82,271	85,181
流動負債合計	77,413,625	30,931,105
負債合計	77,413,625	30,931,105
純資産の部		
元本等		
元本	2,924,672,348	2,071,924,367
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	274,526,925	89,861,669
（分配準備積立金）	81,804,244	45,079,834
元本等合計	3,199,199,273	2,161,786,036
純資産合計	3,199,199,273	2,161,786,036
負債純資産合計	3,276,612,898	2,192,717,141

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第3期 自 2018年4月24日 至 2019年4月23日	第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日
営業収益		
受取配当金	12,161,734	11,157,197
有価証券売買等損益	9,532,887	△100,761,621
営業収益合計	21,694,621	△89,604,424
営業費用		
支払利息	277,297	246,061
受託者報酬	947,495	1,045,595
委託者報酬	47,374,609	52,279,990
その他費用	157,795	180,993
営業費用合計	48,757,196	53,752,639
営業利益又は営業損失（△）	△27,062,575	△143,357,063
経常利益又は経常損失（△）	△27,062,575	△143,357,063
当期純利益又は当期純損失（△）	△27,062,575	△143,357,063
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△）	△1,731,727	△42,929,676
期首剰余金又は期首欠損金（△）	249,186,370	274,526,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	87,235,860	64,074,231
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	87,235,860	64,074,231
剰余金減少額又は欠損金増加額	36,564,457	148,312,100
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	36,564,457	148,312,100
分配金	—	—
期末剰余金又は期末欠損金（△）	274,526,925	89,861,669

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
1. 受益権の総数	2,924,672,348口	2,071,924,367口
2. 1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.0939円	1.0434円
(10,000口当たりの純資産額)	(10,939円)	(10,434円)

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第3期 自 2018年4月24日 至 2019年4月23日		
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の	B	- 円
有価証券売買等損益額		
収益調整金額	C	192,722,681 円
分配準備積立金額	D	81,804,244 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	274,526,925 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,924,672,348 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	938 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日		
1. 分配金の計算過程		
費用控除後の配当等収益額	A	- 円
費用控除後・繰越欠損金補填後の 有価証券売買等損益額	B	- 円
収益調整金額	C	44,781,835 円
分配準備積立金額	D	45,079,834 円
当ファンドの分配対象収益額	E=A+B+C+D	89,861,669 円
当ファンドの期末残存口数	F	2,071,924,367 口
10,000口当たり収益分配対象額	G=E/F*10,000	433 円
10,000口当たり分配金額	H	- 円
収益分配金金額	I=F*H/10,000	- 円

(金融商品に関する注記)

I. 金融商品の状況に関する事項

第4期 自 2019年4月24日 至 2020年4月23日	
項目	
1. 金融商品に対する 取組方針	当ファンドは証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び リスク	当ファンドは、投資信託受益証券に投資しております。当該投資対象は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。その他、保有する金銭信託等の金銭債権及び金銭債務につきましては、信用リスク等を有しております。
3. 金融商品に係るリスク 管理体制	当ファンドの委託会社の投資政策委員会において、運用に関する内規の作成のほか、運用方針の決定を行っております。運用部門から独立した組織であるコンプライアンス部において、投資信託財産の運用の指図につき法令、投資信託協会諸規則、社内規程及び投資信託約款等に定める運用の指図に関する事項の遵守状況の確認を行っております。また、運用評価委員会において、ファンドの運用パフォーマンスの分析・検証・評価、ファンドの組入有価証券の評価損率や、有価証券売買状況、組入状況の報告等により、全社的に投資リスクを把握し、管理を行っております。

II. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第4期 2020年4月23日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 「重要な会計方針に係る事項に関する注記」に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券の当計算期間の損益に含まれた評価差額

種類	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
投資信託受益証券	41,084,747円	14,473,959円
合 計	41,084,747円	14,473,959円

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第3期 2019年4月23日現在	第4期 2020年4月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,380,815,940円	2,924,672,348円
期中追加設定元本額	895,155,061円	741,639,471円
期中一部解約元本額	351,298,653円	1,594,387,452円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(4) 【附属明細表】

有価証券明細表
＜株式以外の有価証券＞

(単位：円)

種 類	通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	MU AM日本債券インデックスファンド (適格機関投資家限定)	872,784,205	1,096,391,518	
		MU AMヘッジ付外国債券インデックス ファンド (適格機関投資家転売制限付)	440,941,350	538,477,576	
合計 2 銘柄			1,313,725,555	1,634,869,094	

(注) 券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

【中間財務諸表】

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5期中間計算期間（2020年4月24日から2020年10月23日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

中間財務諸表

【先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第 4 期 2020年 4 月23日現在	第 5 期中間計算期間末 2020年10月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	1,677,561,904	201,346,010
投資信託受益証券	5,066,854,674	6,164,615,593
流動資産合計	6,744,416,578	6,365,961,603
資産合計	6,744,416,578	6,365,961,603
負債の部		
流動負債		
未払解約金	42,890,621	58,839,674
未払受託者報酬	1,170,952	1,090,010
未払委託者報酬	48,789,670	45,417,043
未払利息	4,596	551
その他未払費用	195,094	181,609
流動負債合計	93,050,933	105,528,887
負債合計	93,050,933	105,528,887
純資産の部		
元本等		
元本	6,678,386,713	6,283,666,301
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	△27,021,068	△23,233,585
（分配準備積立金）	14,947,657	12,626,925
元本等合計	6,651,365,645	6,260,432,716
純資産合計	6,651,365,645	6,260,432,716
負債純資産合計	6,744,416,578	6,365,961,603

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第4期中間計算期間 自 2019年4月24日 至 2019年10月23日	第5期中間計算期間 自 2020年4月24日 至 2020年10月23日
営業収益		
受取配当金	3,159,272	3,131,722
有価証券売買等損益	32,768,174	46,760,919
営業収益合計	35,927,446	49,892,641
営業費用		
支払利息	440,065	390,220
受託者報酬	1,110,696	1,090,010
委託者報酬	46,279,184	45,417,043
その他費用	185,057	181,609
営業費用合計	48,015,002	47,078,882
営業利益又は営業損失（△）	△12,087,556	2,813,759
経常利益又は経常損失（△）	△12,087,556	2,813,759
中間純利益又は中間純損失（△）	△12,087,556	2,813,759
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	7,188,302	1,433,593
期首剰余金又は期首欠損金（△）	97,635,929	△27,021,068
剰余金増加額又は欠損金減少額	44,591,700	4,424,028
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	4,424,028
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	44,591,700	—
剰余金減少額又は欠損金増加額	33,869,659	2,016,711
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	33,869,659	—
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	2,016,711
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	89,082,112	△23,233,585

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2020年4月24日 至 2020年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 2020年4月23日現在	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
1. 受益権の総数	6,678,386,713口	6,283,666,301口
2. 元本の欠損	27,021,068円	23,233,585円
3. 1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	0.9960円	0.9963円
(10,000口当たりの純資産額)	(9,960円)	(9,963円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	（1）投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 （2）その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

（その他の注記）

元本の移動

項目	第4期 2020年4月23日現在	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	6,511,846,774円	6,678,386,713円
期中追加設定元本額	4,528,770,053円	710,414,572円
期中一部解約元本額	4,362,230,114円	1,105,134,984円

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

【先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第4期 2020年4月23日現在	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	557,848,047	30,803,936
投資信託受益証券	1,634,869,094	2,243,885,220
未収入金	—	40,000,000
流動資産合計	2,192,717,141	2,314,689,156
資産合計	2,192,717,141	2,314,689,156
負債の部		
流動負債		
未払解約金	4,761,590	15,057,616
未払受託者報酬	511,422	367,004
未払委託者報酬	25,571,384	18,349,908
未払利息	1,528	84
その他未払費用	85,181	61,106
流動負債合計	30,931,105	33,835,718
負債合計	30,931,105	33,835,718
純資産の部		
元本等		
元本	2,071,924,367	2,180,742,973
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（△）	89,861,669	100,110,465
（分配準備積立金）	45,079,834	40,378,369
元本等合計	2,161,786,036	2,280,853,438
純資産合計	2,161,786,036	2,280,853,438
負債純資産合計	2,192,717,141	2,314,689,156

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	第４期中間計算期間 自 2019年４月24日 至 2019年10月23日	第５期中間計算期間 自 2020年４月24日 至 2020年10月23日
営業収益		
受取配当金	1,725,382	1,614,614
有価証券売買等損益	△14,339,087	21,016,126
営業収益合計	△12,613,705	22,630,740
営業費用		
支払利息	140,741	110,856
受託者報酬	534,173	367,004
委託者報酬	26,708,606	18,349,908
その他費用	88,974	61,106
営業費用合計	27,472,494	18,888,874
営業利益又は営業損失（△）	△40,086,199	3,741,866
経常利益又は経常損失（△）	△40,086,199	3,741,866
中間純利益又は中間純損失（△）	△40,086,199	3,741,866
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額（△）	△711,711	827,521
期首剰余金又は期首欠損金（△）	274,526,925	89,861,669
剰余金増加額又は欠損金減少額	40,909,223	17,638,117
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	40,909,223	17,638,117
剰余金減少額又は欠損金増加額	24,054,646	10,303,666
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	24,054,646	10,303,666
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金（△）	252,007,014	100,110,465

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第5期中間計算期間 自 2020年4月24日 至 2020年10月23日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価に当たっては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	(1) 受取配当金 原則として、投資信託受益証券の配当落ち日の基準価額を採用した日に確定配当金額を計上しております。 (2) 有価証券売買等損益 約定日基準で計上しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第4期 2020年4月23日現在	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
1. 受益権の総数	2,071,924,367口	2,180,742,973口
2. 1単位当たりの純資産の額		
1口当たり純資産額	1.0434円	1.0459円
(10,000口当たりの純資産額)	(10,434円)	(10,459円)

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
1. 中間貸借対照表計上額、 時価及びその差額	中間貸借対照表上の金融商品は原則として全て時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1) 投資信託受益証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2) その他の金銭債権及び金銭債務 これらは短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(その他の注記)

元本の移動

項目	第4期 2020年4月23日現在	第5期中間計算期間末 2020年10月23日現在
投資信託財産に係る元本の状況		
期首元本額	2,924,672,348円	2,071,924,367円
期中追加設定元本額	741,639,471円	343,775,921円
期中一部解約元本額	1,594,387,452円	234,957,315円

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞】

【純資産額計算書】

2020年11月30日現在

I 資産総額	6,243,099,454円
II 負債総額	79,281,578円
III 純資産総額（I－II）	6,163,817,876円
IV 発行済口数	6,108,742,608口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0090円
（1万口当たり純資産額）	（10,090円）

【先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞】

【純資産額計算書】

2020年11月30日現在

I 資産総額	2,270,703,087円
II 負債総額	16,383,015円
III 純資産総額（I－II）	2,254,320,072円
IV 発行済口数	2,130,560,335口
V 1口当たり純資産額（III／IV）	1.0581円
（1万口当たり純資産額）	（10,581円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 名義書換についてその手続、取扱場所、取次所、代理人の名称及び住所並びに手数料

該当事項はありません。

2 受益者等に対する特典

該当事項はありません。

3 内国投資信託受益証券の譲渡制限の内容

該当事項はありません。

4 受益権について

ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

5 受益権の譲渡および譲渡制限等

① 受益権の譲渡

- イ. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ロ. イの申請のある場合には、イの振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、イの振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ハ. 委託会社は、イの振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

② 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

6 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

7 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2020年11月末現在）	1億2,000万円
会社が発行する株式の総数	4,000株
発行済株式の総数	2,400株
最近5年間における主な資本金の額の増減	なし

(2) 委託会社の機構

〈委託会社の意思決定機構〉

委託会社は、3名以上で構成される取締役会により運営されます。

取締役は、委託会社の株主であることを要しません。

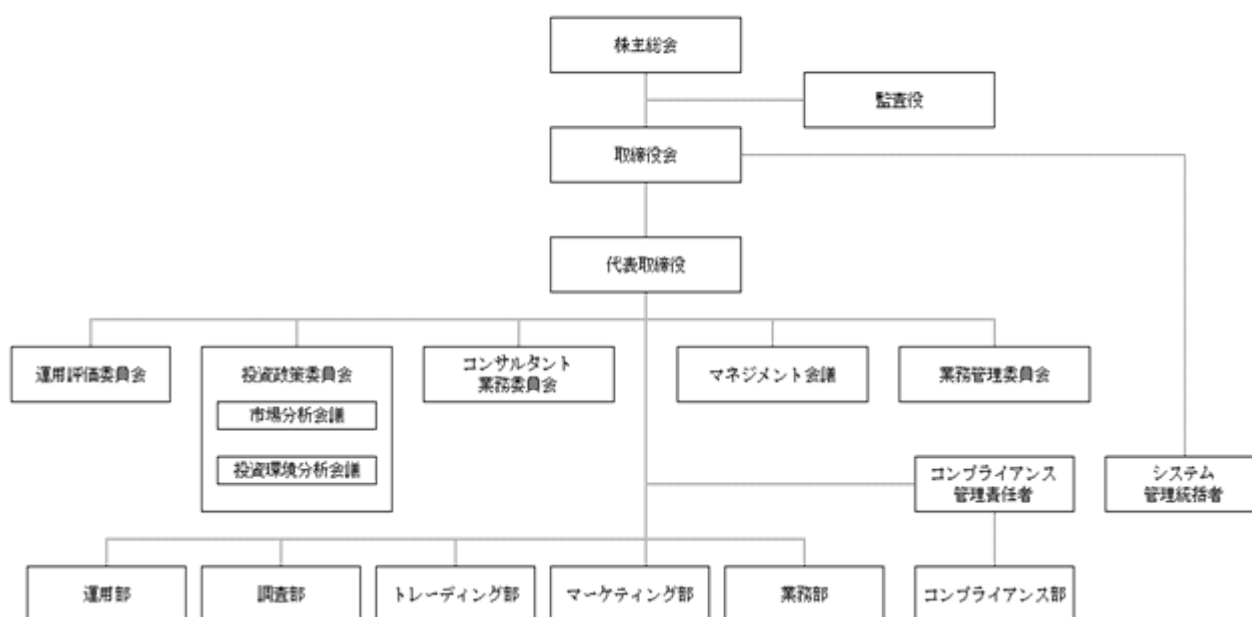
取締役は、株主総会において株主によって選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとします。

取締役会は、代表取締役を選定するほか、取締役社長1名、専務取締役および常務取締役を若干名定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として、取締役社長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席したうえで、出席取締役の過半数をもって行います。

組 織 図



※上記組織は、2020年11月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

〈運用の意思決定機構〉

投資環境分析会議および市場分析会議は、運用部長を議長として原則月1回開催し、それぞれにおいて経済・社会・金融・国際情勢等の投資環境分析、株式市場等のマーケット分析を行います。

運用評価委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用成果の評価・分析および運用リスクの評価を行います。

投資政策委員会は、運用部長を委員長として原則月1回開催し、上記会議の評価・分析内容等を踏まえ、運用対象とする有価証券の種類・銘柄、有価証券に係る投資対象業種別期待収益率、投資対象国別の通貨・株式・債券等の投資価値等の評価・検討を行い、投資方針を決定します。

業務管理委員会は、社長を委員長として原則月1回開催し、運用に係るリスクの管理、コンプライアンスに係る事項の検証を行うことで、運用の意思決定に対する牽制機能としての役割を担っています。

マネジメント会議は、社長または社長が指名する常勤取締役を議長として必要により随時開催し、投資信託の運営に係る事項（商品組成・投資信託約款・分配金・償還等）の審議・決定を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

当社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として、その運用（投資運用業）を行っています。

また、「金融商品取引法」に定める投資一任契約に係る投資運用業、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を行っています。

2020年11月末日現在における、委託会社の運用する証券投資信託は追加型株式投資信託14本、純資産総額は603億円です。（親投資信託を除きます。）

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）並びに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第33期事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の監査を受けております。
また、第34期事業年度に係る中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人の中間監査を受けております。
- (3) 財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年 3 月31日)		当事業年度 (2020年 3 月31日)	
資産の部				
流動資産				
預金	※ 2	615,871	※ 2	676,153
有価証券		-		100,450
前払費用		1,829		1,683
未収還付法人税等		-		29
未収委託者報酬		132,121		160,167
未収収益		2,999		-
仮払金		-		41
その他		0		0
流動資産合計		752,821		938,525
固定資産				
有形固定資産				
建物（純額）		573		497
器具備品（純額）		2,204		11,570
有形固定資産合計	※ 1	2,778	※ 1	12,067
無形固定資産				
電気通信施設利用権		29		14
電話加入権		466		466
無形固定資産合計		496		481
投資その他の資産				
投資有価証券		112,941		12,488
関係会社株式		2,700		2,700
長期差入保証金	※ 2	7,714	※ 2	7,714
繰延税金資産		5,257		7,575
投資その他の資産合計		128,612		30,477
固定資産合計		131,887		43,027
資産合計		884,708		981,552

（単位：千円）

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	805	452
未払金	71,147	81,058
未払手数料 ※ 2	67,080	75,349
その他未払金	4,067	5,708
未払費用	2,541	2,412
未払法人税等	13,906	19,415
未払消費税等	6,133	8,387
前受収益 ※ 2	17,280	29,956
賞与引当金	5,818	7,001
役員賞与引当金	1,752	1,798
流動負債合計	119,384	150,481
固定負債		
退職給付引当金	5,558	8,000
役員退職慰労引当金	4,382	5,688
固定負債合計	9,940	13,688
負債合計	129,324	164,169
純資産の部		
株主資本		
資本金	120,000	120,000
利益剰余金		
利益準備金	30,000	30,000
その他利益剰余金	604,877	666,987
繰越利益剰余金	604,877	666,987
利益剰余金合計	634,877	696,987
株主資本合計	754,877	816,987
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	506	395
評価・換算差額等合計	506	395
純資産合計	755,383	817,383
負債純資産合計	884,708	981,552

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	421,163	487,051
運用受託報酬	39,843	39,367
投資助言報酬	13,396	10,629
その他営業収益	20,275	20,575
営業収益計	※ 1 494,678	※ 1 557,623
営業費用		
支払手数料	183,699	213,568
広告宣伝費	2,930	4,561
調査費	52,917	55,996
調査費	52,917	55,996
営業雑経費	7,750	7,805
通信費	900	1,189
印刷費	5,238	4,926
協会費	1,250	1,338
諸会費	360	352
営業費用計	247,296	281,931
一般管理費		
給料	134,114	144,986
役員報酬	10,587	14,784
給料・手当	81,000	82,075
賞与	17,197	19,796
賞与引当金繰入額	5,818	7,001
役員賞与引当金繰入額	1,544	1,929
法定福利費	17,706	19,170
その他の福利厚生費	261	229
交際費	242	252
寄付金	1,000	100
旅費交通費	4,273	4,128
租税公課	2,784	3,139
不動産賃借料	9,312	8,324
退職給付費用	2,877	3,012
役員退職慰労引当金繰入額	1,128	1,306
固定資産減価償却費	1,322	2,212

諸経費	17,261	16,995
一般管理費計	174,318	184,457
営業利益	73,063	91,234
営業外収益		
受取配当金	※ 1 21,304	※ 1 21,268
有価証券利息	204	213
受取利息	11	11
受取賃借料	90	60
雑収益	0	-
営業外収益計	21,610	21,553
営業外費用		
固定資産除却損	-	0
雑損	-	14
営業外費用計	-	14
経常利益	94,673	112,773
税引前当期純利益	94,673	112,773
法人税、住民税及び事業税	22,961	31,409
法人税等調整額	△39	△2,269
法人税等合計	22,922	29,140
当期純利益	71,751	83,633

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余 金 計			
当期首残高	120,000	30,000	544,874	574,874	694,874	617	695,492
剰余金の配当			△11,748	△11,748	△11,748		△11,748
当期純利益			71,751	71,751	71,751		71,751
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)						△111	△111
当期変動額合計	-	-	60,003	60,003	60,003	△111	59,891
当期末残高	120,000	30,000	604,877	634,877	754,877	506	755,383

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(単位：千円)

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余 金 計			
当期首残高	120,000	30,000	604,877	634,877	754,877	506	755,383
剰余金の配当			△21,523	△21,523	△21,523		△21,523
当期純利益			83,633	83,633	83,633		83,633
株主資本以外 の項目の 当期変動額 (純額)						△110	△110
当期変動額合計	-	-	62,110	62,110	62,110	△110	61,999
当期末残高	120,000	30,000	666,987	696,987	816,987	395	817,383

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物付属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物 3～15年

器具備品 4～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規程に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表関係)

※ 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
建物	1,808千円	1,884千円
器具備品	11,678	12,819

※ 2 関係会社に対する資産及び負債

各科目に含まれているものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
預金	614,445千円	673,759千円
長期差入保証金	7,604	7,604
未払手数料	26,424	33,105
前受収益	17,280	29,956

(損益計算書関係)

※ 1 各科目に含まれている関係会社に対するものは、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業収益	52,269千円	52,366千円
受取配当金	17,700	17,565

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合計	2,400	—	—	2,400

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年6月27日 定時株主総会	普通株式	11,748	4,895	2018年3月31日	2018年6月28日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	21,523	8,968	2019年3月31日	2019年6月28日

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合計	2,400	—	—	2,400

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり配当額 （円）	基準日	効力発生日
2019年6月27日 定時株主総会	普通株式	21,523	8,968	2019年3月31日	2019年6月28日

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	25,089	10,454	2020年3月31日	2020年6月29日

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

有価証券及び投資有価証券は国債及び投資信託であり、市場価格の変動リスクにさらされております。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

有価証券及び投資有価証券については、四半期ごとに時価を把握し、取締役会に報告しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。（（注2）参照）

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
（1）預金	615,871	615,871	-
（2）未収委託者報酬	132,121	132,121	-
（3）有価証券及び 投資有価証券 その他有価証券	110,441	110,441	-
資産計	858,433	858,433	-
（1）未払手数料	67,080	67,080	-
負債計	67,080	67,080	-

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 （千円）	時価（千円）	差額（千円）
--	------------------	--------	--------

(1)預金	676,153	676,153	-
(2)未収委託者報酬	160,167	160,167	-
(3)有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	110,438	110,438	-
資産計	946,759	946,759	-
(1)未払手数料	75,349	75,349	-
負債計	75,349	75,349	-

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2019年3月31日	2020年3月31日
非上場株式	2,500	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3)有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2019年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預金	615,871	-	-	-
未収委託者報酬	132,121	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 其他有価証券のうち満期があるもの	-	100,000	-	-
国債	-	100,000	-	-
合計	747,992	100,000	-	-

当事業年度（2020年3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)

預金	676,153	-	-	-
未収委託者報酬	160,167	-	-	-
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期があるもの				
国債	100,000	-	-	-
合計	936,321	-	-	-

(有価証券関係)

その他有価証券

前事業年度（2019年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	100,450	99,712	737
小計	100,450	99,712	737
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,991	10,000	△8
小計	9,991	10,000	△8
合計	110,441	109,712	728

当事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	100,450	99,712	737
小計	100,450	99,712	737
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,988	10,000	△11
小計	9,988	10,000	△11
合計	110,438	109,712	725

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度を設けております。

なお、当社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

2. 簡便法を適用した退職給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
退職給付引当金の期首残高	3,125 千円	5,558 千円
退職給付費用	2,433	2,442
退職給付の支払額	-	-

退職給付引当金の期末残高	5,558	8,000
--------------	-------	-------

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	-	-
年金資産	-	-
	-	-
非積立型制度の退職給付債務	5,558 千円	8,000 千円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,558	8,000
退職給付引当金	5,558	8,000
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,558	8,000

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用（注） 前事業年度2,877千円 当事業年度3,012千円
（注） 出向受入者に係る費用負担の金額を含んでおります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	1,695 千円	2,440 千円
賞与引当金	1,774	2,135
減価償却費	672	1,580
未払事業税等	922	1,177
その他	1,751	2,149
繰延税金資産小計	6,815	9,483
評価性引当額	△1,336	△1,734
繰延税金資産合計	5,479	7,748
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	222	173
繰延税金負債合計	222	173
繰延税金資産の純額	5,257	7,575

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.5 %	30.5 %
（調整）		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.7	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△6.8	△5.7
住民税均等割	0.3	0.2
評価性引当額の増減額	△0.2	0.3

その他	△0.2	0.4
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.2	25.8

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
株式会社中国銀行	52,269

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

[関連当事者情報]

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等に限る。）等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 50.0 間接 50.0	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 役員の兼任 賃借契約	投資一任 投信販売 コンサルタント 保証金の差入	31,994 66,782 20,275 -	前受収益 未払代行手数料 - 長期差入保証金	17,280 26,424 - 7,604

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	(株)中国銀行	岡山県 岡山市北区	15,149	銀行業	(被所有) 直接 50.0 間接 50.0	投資一任契約 投信の販売委託 コンサルタント 役員の兼任 賃借契約	投資一任 投信販売 コンサルタント 保証金の差入	31,791 84,169 20,575 -	前受収益 未払代行手数料 - 長期差入保証金	29,956 33,105 - 7,604

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
同一の親会社を持つ会社	中銀証券(株)	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	-	投信の販売委託	投信販売	61,920	未払代行手数料	17,132

(注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
----	----------------	-----	-------------------	---------------	--------------------------------	-----------	-------	--------------	----	--------------

同一の 親会社を 持つ会社	中銀証券(株)	岡山県 岡山市北区	2,000	第一種金融 商品取引業	—	投信の販売委託	投信販売	65,688	未払代行手数料	18,269
---------------------	---------	--------------	-------	----------------	---	---------	------	--------	---------	--------

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
投資運用受託に関しては、一般の取引と同様に決定しております。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

(株)中国銀行（東京証券取引所に上場）

（1株当たり情報）

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	314,743円32銭	340,576円25銭
1株当たり当期純利益金額	29,896円48銭	34,847円17銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益（千円）	71,751	83,633
普通株主に帰属しない金額（千円）	-	-
普通株式に係る当期純利益（千円）	71,751	83,633
普通株式の期中平均株式数（株）	2,400	2,400

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:千円)

	当中間会計期間末 (2020年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	686,078
有価証券	100,450
前払費用	1,711
未収委託者報酬	159,544
未収収益	935
仮払金	106
流動資産合計	948,825
固定資産	
有形固定資産	
建物（純額）	464
器具備品（純額）	9,655
有形固定資産合計	※ 1 10,119
無形固定資産	474
投資その他の資産	
投資有価証券	12,487
関係会社株式	2,700
長期差入保証金	7,714
繰延税金資産	7,137
投資その他の資産合計	30,038
固定資産合計	40,632
資産合計	989,457

(単位:千円)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
負債の部	
流動負債	
預り金	789
未払金	68,560
未払手数料	63,343
その他未払金	5,216
未払費用	2,256
未払法人税等	15,907
未払消費税等	※ 2 9,605
前受収益	14,513
賞与引当金	6,995
流動負債合計	118,627
固定負債	
退職給付引当金	7,426
役員退職慰労引当金	1,305
固定負債合計	8,731
負債合計	127,358
純資産の部	
株主資本	
資本金	120,000
利益剰余金	
利益準備金	30,000
その他利益剰余金	711,759
繰越利益剰余金	711,759
利益剰余金合計	741,759
株主資本合計	861,759
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	340
評価・換算差額等合計	340
純資産合計	862,099
負債純資産合計	989,457

(2) 中間損益計算書

(単位:千円)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
営業収益	
委託者報酬	258,599
運用受託報酬	17,842
投資助言報酬	850
その他営業収益	10,137
営業収益計	287,429
営業費用	
支払手数料	91,842
調査費	31,990
その他営業費用	5,100
営業費用計	128,933
一般管理費	※ 1 91,468
営業利益	67,027
営業外収益	※ 2 21,991
営業外費用	0
経常利益	89,019
税引前中間純利益	89,019
法人税、住民税及び事業税	18,696
法人税等調整額	462
法人税等合計	19,158
中間純利益	69,860

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

（単位：千円）

	株主資本					評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	利益剰余金			株主資本 合計	その他有価証券 評価差額金	
		利益 準備金	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益 剰余金 合計			
当期首残高	120,000	30,000	666,987	696,987	816,987	395	817,383
剰余金の配当			△25,089	△25,089	△25,089		△25,089
中間純利益			69,860	69,860	69,860		69,860
株主資本以外 の項目の 当中間期 変動額(純額)						△55	△55
当中間期変動額 合計	-	-	44,771	44,771	44,771	△55	44,716
当中間期末残高	120,000	30,000	711,759	741,759	861,759	340	862,099

注記事項

(重要な会計方針)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。
2. 固定資産の減価償却の方法	(1)有形固定資産 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得する建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下の通りであります。 建物 3～15年 器具備品 4～20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1)賞与引当金 従業員の賞与金の支払に備えるため、賞与支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。 (2)役員賞与引当金 役員賞与の支払に備えるため、当事業年度の負担すべき支給見込額に基づき計上しております。なお、中間会計期間における計上額はありません。 (3)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。 (4)役員退職慰労引当金 役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員退職慰労金支給規定に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております
4. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (2020年9月30日)	
※ 1	有形固定資産の減価償却累計額 8,955千円
※ 2	消費税等の取扱い 仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、「未払消費税等」として表示しております。

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)	
※ 1	減価償却実施額 有形固定資産 2,183千円 無形固定資産 7千円
※ 2	営業外収益の主要項目 受取配当金 21,889千円 有価証券利息 97千円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当事業年度期首 株式数（株）	当中間会計期間 増加株式数（株）	当中間会計期間 減少株式数（株）	当中間会計期間末 株式数（株）
発行済株式				
普通株式	2,400	—	—	2,400
合計	2,400	—	—	2,400

2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当の原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月26日 定時株主総会	普通 株式	利益剰余金	25,089	10,454	2020年 3月31日	2020年 6月29日

- (2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

当中間会計期間末（2020年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、含まれておりません（(注)2. 参照）。

	中間貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)預金	686,078	686,078	—
(2)未収委託者報酬	159,544	159,544	—
(3)有価証券及び 投資有価証券 其他有価証券	110,437	110,437	—
資産計	956,059	956,059	—
(1)未払手数料	63,343	63,343	—
負債計	63,343	63,343	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)預金、(2)未収委託者報酬

これらは、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

債券の時価については、売買参考統計値によっており、投資信託は基準価額によっております。

負 債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の貸借対照表計上額

(単位：千円)

区分	2020年9月30日
非上場株式	2,500

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

（有価証券関係）

当中間会計期間（2020年9月30日）

その他有価証券

	中間貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 債券	100,450	99,947	502
小計	100,450	99,947	502
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	9,987	10,000	△12
小計	9,987	10,000	△12
合計	110,437	109,947	489

（セグメント情報等）

〔セグメント情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

〔関連情報〕

当中間会計期間（自 2020年4月1日 至 2020年9月30日）

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

（2）有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
1株当たり純資産額	359,207円94銭
1株当たり中間純利益金額	29,108円66銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年9月30日)
中間純利益金額（千円）	69,860
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る中間純利益金額（千円）	69,860
普通株式の期中平均株式数（株）	2,400

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ② 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- ③ 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）又は子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。）と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行うこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- ⑤ ③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

訴訟事件その他の重要事項

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

（再信託受託会社：日本マスタートラスト信託銀行株式会社）

① 資本金の額

2020年11月末現在、324,279百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

（2）販売会社

名 称	資本金の額（百万円） 2020年11月末現在	事業の内容
株式会社中国銀行	15,149	日本において銀行業務を営んでおります。
中銀証券株式会社	2,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

（3）投資顧問会社

三菱UFJ信託銀行株式会社

① 資本金の額

2020年11月末現在、324,279百万円

② 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

（１）受託会社は、主に以下の業務を行います。

- ① 投資信託財産の保管、管理および計算
- ② 委託会社の指図に基づく投資信託財産の処分

（２）販売会社は、主に以下の業務を行います。

- ① 受益権の募集の取扱い
- ② 収益分配金の再投資
- ③ 収益分配金、償還金および解約金の支払いの取扱い
- ④ 投資信託説明書（交付目論見書）、投資信託説明書（請求目論見書）および運用報告書の交付の取扱い
- ⑤ 解約請求の受付、買取請求の受付・実行

（３）投資顧問会社は、主に以下の業務を行います。

- ① ファンドの運用のための情報および助言等の提供

3【資本関係】

（１）受託会社

該当事項はありません。

（２）販売会社

株式会社中国銀行は、委託会社の株式を1,200株（持株比率50.00%）保有しています。
（2020年11月末現在）

（３）投資顧問会社

該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」と称することがあります。
- 2 目論見書の表紙または表紙裏に、以下を記載することがあります。
 - （1）目論見書の使用開始日
 - （2）ファンドの基本的性格など
 - （3）委託会社の名称、金融商品取引業者登録番号、設立年月日
 - （4）委託会社の電話番号および受付時間ならびにインターネット・ホームページのアドレス
 - （5）図案、キャッチコピー、委託会社のロゴマークなど
- 3 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文言の全部または一部を記載することがあります。
 - （1）金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
 - （2）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （3）ファンドに関する投資信託説明書（請求目論見書）を含む詳細な情報は委託会社または委託会社のホームページにおいて閲覧できるほか、投資者の請求により販売会社から交付される旨
 - （4）投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載されている旨
 - （5）有価証券届出書の効力発生および効力発生の有無について委託会社への照会先にて確認できる旨
 - （6）ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
 - （7）ファンドの財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨
 - （8）販売会社に請求目論見書を請求した場合にはその旨を自身で記録しておくべき旨
 - （9）ファンドの販売会社および基準価額などについて委託会社の照会先にて問い合わせができる旨
 - （10）ご購入に際しては、投資信託説明書（交付目論見書）の内容を十分にお読みいただきたい旨
- 4 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年6月30日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齊 藤 幸 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第33期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書に

において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2019年4月24日から2020年4月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2020年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、

監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2020年6月5日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2019年4月24日から2020年4月23日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2020年4月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、

監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年11月30日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている中銀アセットマネジメント株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第34期事業年度の中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、中銀アセットマネジメント株式会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2020年4月1日から2020年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。

- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBRLデータは中間監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2020年4月24日から2020年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜安定型＞の2020年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年4月24日から2020年10月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2020年12月4日

中銀アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士 齊 藤 幸 治

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられている先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2020年4月24日から2020年10月23日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、先進国資産配分コントロールファンド＜成長型＞の2020年10月23日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2020年4月24日から2020年10月23日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

中銀アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。